

議事日程 (第2号)

平成23年9月1日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 宮下 寛君	2 番 青木 孝子君
3 番 田口 澄雄君	4 番 佐々木晴一君
5 番 安田 明美君	6 番 古野 嘉久君
7 番 植本 種實君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 山本 慎悟君
13 番 堀田 英雄君	14 番 中野 勝寛君
15 番 藤本 利彦君	16 番 原田 隆博君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	白尾 啓介君
市民部長 ……………	成光 嘉明君	保健福祉部長 ……	溝口 悟君
建設産業部長 ……	三島 秀信君	教育部長 ……………	小島 一行君
上下水道局長 ……	永野 博之君	市立病院事務長 …	行徳 幸弘君

消防長	……………	一田 健二君	総務課長	……………	柴田精一郎君
総合まちづくり課長	……………			……………	松尾 壮吾君
財政課長	……………	高橋 洋君	課税課長	……………	山下 守君
収納課長	……………	湯浅 貞幸君	環境保全課長	………	大塚 隆章君
こどもと福祉の課長	……………			……………	白橋 宏君
介護保険課長	………	山本 信弘君	都市整備課長	………	間野多喜治君
産業振興課長	………	小南 敏夫君	営業課長	……………	久野 裕彦君
教育総務課長	………	一田 和彦君	学校教育課長	………	深見 卓矢君
生涯学習課長	………	山崎 淳子君	市立病院課長	………	芳野 文昭君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

一般質問 (平成23年第5回中間市議会定例会)

平成23年9月1日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
片岡 誠二	<p>中間市立病院の再生について</p> <p>昭和40年の開設以来、市民の医療の拠点施設として、市民の生命と健康を守る重要な役割を担い、地域医療において、一定の役割を果たしてきた「中間市立病院」。しかしながら、現在の市立病院は、医師不足による厳しい財政状況だけでなく、建物・設備面の老朽化。さらには、耐震化問題も懸念され、大規模災害時の体制整備など緊急的な課題も多く抱えております。そうした中、いよいよ今年度より、全市を挙げて「中間市立病院の建て替えと再生」に向け、今3月議会の新年度予算にて、医療専門コンサルタントへの委託が議会承認されました。そこで、このコンサルタントの委託内容と経過、そして今後の進め方についてお尋ねを致します。</p>	市長 病院事務長
	<p>コミュニティバス導入について</p> <p>コミュニティバス導入については、今までも多くの市民の方々からの強い要望があり、市議会においても、党派を超えた各議員による活発な意見や議論が、何度となく行われてきました。そのことを受け、本市も、いよいよコミュニティバスの運行計画と実施にあたり、本格的な調査・研究による最終的な報告内容の提示に向け、鋭意努力されていると伺っております。今回の質問内容は、現段階における諸問題と解決策。また、コミュニティバス運行先例地（類似都市）の現状。そして、今後の運行計画と実施に向けての進め方についてお尋ねを致します。</p>	市長 総務部長
佐々木 晴一	<p>コミュニティバスの導入について</p> <p>多くの市民の皆さまから、ぜひコミュニティバスを中間市でも導入してくれという声を、私はたくさん頂戴しております。バス・タクシー事業者との兼ね合いと、事業費負担で大変なのはわかりますが、松下市長は八方美人では事が進みません。万難を排して何としても実現したいのか、関係者の意見次第で特に進めたい気持ちはないのか、はっきりお答えください。</p>	市長
	<p>福岡県市町村福祉協会及び福岡県市町村職員退職手当組合に加入している現状の是非について</p> <p>市民の税金が1000分の5の割合で、過剰な福利厚生が実施されている福祉協会に加盟し、かつ又、将来の市民に禍根を残す退職手当組合に中間市は加入しています。これらの内容は、市民には到底、理解を得られません。早急に福祉協会及び退職手当組合を脱会すべきです。北九州市との合併を宣言されている市長は、これらの加盟は、合併実現のその足かせの筈です。この二つの団体から脱会する考えはあるのか否かをお答えください。</p>	市長
	<p>小中学生の非行・犯罪について</p> <p>昨年、小中学生のグループが、私の家に盗みに入りました。これはその子ども個人というより、中間市の子どもたちの犯罪に対しての、モラル感の欠如を象徴する事件の一端だと、私は思います。学力の向上と合わせ、子どもの犯罪者を中間市から排出させない努力は、行政の役割として大切な使命ではないでしょうか。中間市では、非行・犯罪抑制の取り組みをどのようにしているのかお答えください。</p>	教育長
藤本 利彦	<p>五楽北部工業団地の計画の再開と企業誘致について</p> <p>6月議会において、松下市長は、中断している五楽北部工業団地の計画を再開すると約束されましたが、その後の経過と今後の取り組みについて伺います。</p>	市長

一般質問 (平成23年第5回中間市議会定例会)

平成23年9月1日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
中野勝寛	若い事業者の意見の反映について 長引く不況で経営状況が厳しい、その状況を打開したい、まちを活性化したい、中間市に元気な風を吹かせたいと考え、さまざまなアイデアや意見を持っている市内の若い事業者も多い。その現役世代の事業者の方々の意見をどのように市政に反映させていますか。	市長 建設産業部長
	若い世代の定住を促す子育て環境の整備について 保育料は安く、乳幼児医療費の助成についても小学校三年生まで無料ですが、それだけで、はたして若い世代が子どもを産み育て定住するとお考えですか。	市長 保健福祉部長
	子ども議会の開催について 県内でも、いくつかの市町村が教育的観点から「子ども議会」というものを行っています。子どもの頃から議会や市政の仕組みに関心を持つことは大切です。子ども達が望む中間市の姿は子ども達が住みやすいまちということです。子ども議会の開催についてのお考えを伺います。	教育長 教育部長
植本種實	垣生公園の整備について ①春の桜をはじめ、市民の憩いの場として、大変親しまれている垣生公園の整備工事が24年3月まで行われるようです。完成図を示し、市民の要望に応えるべきではありませんか。 ②忠霊塔、被爆者の供養塔、埋蔵文化財などはどのような計画ですか。	市長
	放置家屋(土地)について 何年も誰も住んでいない放置家屋(土地)はどのくらいありますか。雑草が茂り、シロアリが発生し、近所の住民は迷惑しています。防犯上もよくありません。持ち主が維持管理するのは当然ですが、市長はどのように考えられますか。	市長
	自治会について ①自治会制度が発足し、その充実が求められています。しかし、その基本である町内会への加入世帯が減っています。現状はどうですか。また、加入世帯を増加させるため、どのような方策をお考えですか。 ②自治会長会を傍聴できるようにすべきと思いますが、いかがお考えですか。	市長
草場満彦	教職員の精神疾患の現状と対応について 文部科学省の調査によると、2009年度に、うつ病などの精神疾患を理由に退職した教員(幼稚園から大学まで)は940人で、病気退職の半数近くを占めている。また、病気退職した教員(公立の小中高校)のうち、精神疾患による休職者は5458人と3分の2を占め、年々増え続けている。とありました。 本市の教員の精神疾患の現状と、その対応についてお尋ねします。	教育長
	「学校用緊急通報システム」導入の検討について 平成13年の大阪府、池田小学校の事件を受けて、近隣の自治体が「学校用緊急通報システム」を導入しております。子ども達のため、また、教育環境を整える意味からも、本システムの導入を検討してはどうかと思います。見解を伺います。	教育長

一 般 質 問 (平成23年第5回中間市議会定例会)

平成23年9月1日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
下 川 俊 秀	<p>遠賀・中間地域広域行政事務組合の行政運営について 代表理事に就任されるお考えはないか、市長にお伺い致します。</p>	市 長
安 田 明 美	<p>成年後見制度の周知について ①認知症で機能が衰え、自分で判断するのが難しくなってきた人を支援する成年後見制度ができてから10年が経過しています。制度の周知について伺います。 ②市民後見人養成講座を開催してはいかがでしょうか。</p>	市 長 保健福祉部長
掛 田 るみ子	<p>徴収と不納欠損処分について 景気低迷で、経済的に厳しい社会情勢のなかで、未収金の回収事務はますます困難になることが予想されます。 ①本市の徴収業務の種類と滞納整理事務の実施状況及び不納欠損処分についてお伺いします。 ②不納欠損処分にいたるまでの滞納者への対処はどのように行っているのかお伺いします。 ③不納欠損処分における基準になるような、中間市として規則のようなものはあるのかお伺いします。</p>	市 長

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

皆さん、おはようございます。自民クラブの片岡でございます。通告に従いましてこれより一般質問を行ないます。

前回の6月議会よりこの本会議の様様を市内4カ所の公共施設にて放映され、今回からは中間市立病院の待合室でも同時中継されることになりました。この本会議では、市民の皆様の暮らしに深くかかわっているさまざまな内容が議論されておりますので、この機会を通してぜひともこの市議会の様子、そして市政の動向を知っていただければと願う一人であります。

それでは本題に入ります。

まず初めに、中間市立病院の再生について質問をいたします。

昭和40年の開設以来、中間市民の医療の拠点施設として市民の生命と健康を守ってきた中間市立病院。しかし、現在の市立病院では医師不足による厳しい財政状況だけでなく、建物・設備の老朽化に加え耐震化されていない建築構造のため、大規模災害の時には一体どうなるのかという緊急的な課題も抱えております。

そうした中、平成20年4月、本市では中間市立病院の改革プランを策定し経営の改善を図ってきた一方、市議会でもそれに平行した形で中間市立病院を考える特別委員会を設置し討議を重ねてまいりました。

そして、この特別委員会も10回目を迎えた今年の1月14日、市長を初め執行部同席の中、松下市長が現在の中間市立病院を建て替えるということを明言されました。この市立病院の問題は長年にわたって本市の最重要課題としてとらえてきただけに、私自身もこの市長の発言は極めて重いものを受けとったものであります。

それを受け、今3月議会の新年度予算にて医療専門コンサルタントへの委託も議会承認され、今後は全市を挙げて取り組んでいく運びとなったことは既にご承知のとおりでございます。

そこで、市長にお尋ねをいたします。市立病院の最高責任者として、この市立病院の建て替え再生に向けての思いと決意のほどを、まずお聞かせいただけますでしょうか。市長、簡潔にお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

本議会におきまして、一般質問に対しまして反問権行使を含めまして回答することをお許しいただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。前回も認めておりますけれど。

○市長（松下 俊男君）

片岡議員のご質問にお答えをいたします。

市立病院は地域におけます基幹的な病院といたしまして、地域医療の確保のために大変重要な役割を担っております。ご承知のとおり、高齢化社会に入りまして医療の需要というのは増加する——これは見込まれております。市民の身近なところに治療・入院の受け入れができます市立病院が存在することは、市民の大きな安心につながってくるものと、そのように考えております。

それと議員言われましたように、このたびの東日本大震災におきまして医療体制の維持確保、この必要性というのを私自身も痛感をいたしております。しかしながら、市立病院の経営は中間市全体の財政運営と切り離しては考えられません。一層の健全化と効率性が求められているわけでございますけれども、今後の病院経営につきましても近隣の高度機能病院の後方支援、また、個人病院では持っておりませんMR I、CT等々利用しながら民間との連携を図り、民間の医療ではできない、満たすことのできない医療水準の提供と退院患者の在宅ケアなど医療水準の向上に貢献するとともに、今病院長を初め、副院長、この病院の状況というのは十分認識をしていただきまして頑張っておられます。

これからも一層の頑張りをお願いいたしますとともに、今後とも自立性を持ちながら市民の安心と信頼を得られるような、そのような病院をつくってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

次に、行徳事務長にお尋ねをいたします。

先ほども触れましたけれども、新年度予算の病院会計にて専門医療コンサルタントへの委託料が1,800万円予算計上され、既に委託会社も決まっているようでありましてけれども、委託について、いつ、どのような構成メンバーで、どのような形での選定をされ、

そして最終的にどこの委託会社に決定をしたのかお答えを願います。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

それでは回答をいたします。

今回の業務委託につきましては、基本調査、並びに新病院の診療機能や整備規模などの検討案の策定のため医療専門コンサルタント業者を本市の指名登録業者2社を指名いたしまして、8月24日、26日の両日に業者による企画提案型——いわゆるプロポーザル方式により委託業者の選定を行なったところでございます。

なお、この選定に当たりましては副市長を委員長に総務部長、財政課長、病院からは病院長、総看護師長、事務長を加えました6名による委託業者審査委員会におきまして、十分に審査を行い総合評価点で上位である株式会社麻生病院コンサルティング事業部に決定をいたしましたところでございます。

なお、契約期間といたしましては、今月の契約締結後6カ月間で平成24年2月末日までといたしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

わかりました。

麻生医療コンサルティングですね。この会社の規模と実績、そして委託期間については今お聞きしましたが、今後委託する内容について再度お答えを願います。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

この委託業者の規模と実績につきましては、実績といたしまして当業者は、公立病院を初めとする数多くの病院の経営改善支援、それから基本構想の策定、情報システム、あるいは物流管理システムの導入の支援、経営健全化に伴う計画の策定など、数多くの実績を有した業者でございます。

また、規模といたしましては、本社を株式会社麻生、資本金30億8,000万円、従業員数約2,000名を抱える業者でございます。

以上でございます。

○議員（17番 片岡 誠二君）

事務長。委託する内容についてお聞きしましたが。

○議長（井上 太一君）

はい。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

濟いません。今回の業務内容につきましては、主要8項目を設定いたしまして、まずその一つ医療動向の分析、二つ目といたしまして現状の把握と問題点や構造の整理、三番目といたしまして整備方針の検討、四番目に建物の規模や構造の検討、五つ目に建設事業費の概算の積算、六つ目にその財源の確保について、七つ目に防災対策のあり方について、八番目に建設後の収支計画の検討、以上8項目を掲げております。

○議員（17番 片岡 誠二君）

はい、わかりました。

次に、市立病院の建て替えと再生の実現化に向け、今後どのような進め方を考えておられるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、これから委託をいたします。今後の進め方につきましては、委託業者のほうから提出されます精度の高い成果品の内容を執行部、または議会、これを機軸といたしまして有識者等も含めたメンバーの中でですね、建設検討委員会等を設置したいなど、そのように思っております。その検討委員会の中で十分協議、たたいていただきまして市民に信頼させる、また効率性の高い、そういうふうな市立病院をつくってもらいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

検討委員会を立ち上げるということですがけれども、先ほど行徳事務長がこの委託期間を来年の2月末までということをお話しておりましたけれども、それ以降に立ち上げるということではよろしいのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

成果品がでてからということでございます。

○議員（17番 片岡 誠二君）

ということは、まずはこの麻生医療コンサルティングの専門家の判断を仰ぐということではよろしいのでしょうかね。

そのことはよしといたしまして、私、ただ一点だけ気になるのが、この麻生医療コンサルティングの報告結果がどのような経営形態を示すのかという点でございます。

建て替え再生後も地方公営企業法の一部適用としての病院経営になるのか。つまりは現状のままなのか、それとも地方公営企業法の全部適用なのか。または独立行政法人か指定管理者制度、さらに言えばこのコンサルティング会社が中間市民のためには公立病院である必要はないと。民間病院に売却したほうがよいという判断結果が出る場合もありうるわけですね。市長、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の基本的な考えは、この市立病院を市民のために存続したいと。そういう、その強い思いでおります。その結果、私の意志に反するような、意に反するような、そのような成果がでなくても、私は私の考えで通したいとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

まあ、それはわかりますけれども。ただ、市長ですね、この予算計上でもあったとおり1,800万円という多額のお金を費やすわけですね。もちろん市長の、市長なりの市民の視点に立ったものさしというのは当然これ必要になってくるとは思うんですけども、このあたりのところ、どうするのか。まあ、今後の協議になってくるとは思うんですけど、まあそれはいいといたします。

次に、総務省が公表した最新のレポートによりますと、全国にある約1,000の公立病院の経営が一段と深刻化していると。そのうち経営形態の見直しを決めた、あるいは検討中と答えた病院が約7割に達しており、その多くの病院では中間市も含めて、先ほど言いましたとおり地方公営企業法の一部適用という経営形態であります。また、この多くの公立病院は医師不足による経営の悪化だけではなく、まさにこの地方公営企業法の一部適用という経営形態が赤字経営の要因になりうる。言い換えれば今日では親方日の丸的な経営では成り立たなくなったということではないのかと。会社での経営責任は社長が取る。民間病院や私立大学の病院では理事長がいて経営方針は理事会が決めるんだけど最終的には理事長が責任を取る。ところが公立病院ではだれが経営をし、だれが責任を取るのか、その責任の所在がはっきりしていないのであります。赤字経営になっても追及はされるんだけど、経営責任を取られることもなければ、赤字経営になっても市から多額の税金が投入され病院職員もよほどのことがない限り首を切られることはない。

ひるがえって現在の中間市立病院の実態はどうなのか。私から言われるまでもなく十分市長も認識されていると思いますけれども、トップとしてどう実態を把握しておるのか、何か見解があればお聞かせいただきますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まずお尋ねをいたします。議員さんのこのたびの選挙公約の中に市立病院をちゃんとやっていくという、その公約があるわけでございます。その中で今回の委託の成果としてこの市立病院を民間に売rinaさいという結論が出た場合は、議員さん、それに対してその答えどおりにされるっていうことですかね。

私自身はですね、大変きつい病院でございます。そういう中でいかに存続していけるのか。そういうあたりの方法、方策を今回の委託の中で見出していこうと、そのように思っております。今、122ベッド数があるんでございますけれども、これが本当に効率的なベッドかどうかという、そういうところ等々も検証しながら、建て替えによっていかに効率的な病院を建設していけるのか。そういうところにもどのような問題点があるのか等々をですね、今回のコンサルの成果の中から見出してそれにしっかり対応していきたいと私自身は市立病院として存続させていきたい。ま、問題点を提起していただくための今回のコンサルでございましてですね、その結果民間に売rinaさいということであれば、ああ、そうですかというわけにはいきません。

議員もそのような公約を掲げておられますことは、やはり市民の大多数の方は市立病院の存続を願っておると。そういう中でそのような公約をされたと思います。だから、しっかりと……

ま、責任をどうするんかということでございますけれども、これは長い経営の中で当市も借金等しておりますが、それをしっかり返済していくっていう、そのシミュレーションもできるわけでございますんでですね、市立病院、今、赤字は抱えておりますけれども、そういうあたりをしっかりと将来に向けて返済していけるような、そのような病院形態をつくっていききたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

今の質問に対してお答えいたしますけれども、私、この選挙のときに公約で中間市立病院の再生としております。ただ、この、今専門家に診断をゆだねて、そしてその結果、本当に市民のために民間病院がいいということであれば、それは私は選択肢の一つであるとも考えております。

以上です。

最後になりますが、ある自治体では新しく病院が生まれ変わった。耐震化もされ、真新しい建物設備で快適である。しかし、病院として最も重要視しなければいけない心ある治療と看護、そして心ある接遇もなく、旧態以前のままで結局外側は変わったんだけど中身は何ら変わることもなく、残ったのは大きな借金だけだったと。

その先ほどの市長に対するお答えにもなるかと思いますが、市立病院の建て替えと再生、ここ一、二年が大きな山場を向かえ、本市にとっては大変大きなテーマでもあります。二元代表制の一つであり、車の両輪の一つでもある私ども市議会、今後経過報告も含め十分な協議検討のできる場を設けていただくことを強く要望いたしまして、市立病院再生についての質問を終わらせていただきます。

次に、コミュニティバス導入についての質問をいたします。

時間の都合上端的に質問をいたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

まず、白尾総務部長にお尋ねをいたします。現在コミュニティバス導入の実現化に向け本格的な調査研究中とのことでもありますけれども、今後どういう工程でどのような進め方を考えておられるのか、答えを願います。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

コミュニティバスを導入するためには道路運送法に規定されております地域公共交通会議を設置いたしまして、その中で運行の形態や路線、運賃など必要な事項について協議を行なわなければなりません。しかし、その合意が得られたといたしましても最終的に運行経費等にかかわる予算につきましては議会の議決が必要となってまいります。そういう意味では円滑に協議を進めていくためには執行部、議会、それから地域公共交通会議の3者が目指す方向を一つにしていくことが重要であると考えております。

今後の進め方といたしましては、まず執行部と議会で構成いたしておりますコミュニティバス導入検討会におきまして市としての最終方針案を決定いたしまして、そののちに交通事業者や住民代表、地方運輸局や学識経験者などから組織されます地域公共交通会議を平成24年度当初を目標に設置いたしまして導入の方法論等について協議決定をしていく、そういう工程で進めていこうと考えているところでございます。

○議員（17番 片岡 誠二君）

わかりました。全国でも既にコミュニティバス導入をしている自治体が数多くあります。中間市と類似したコミュニティバス運行先例地の現状と課題について引き続きご説明を願います。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

平成14年の道路運送法改正による乗り合いバス事業の規制緩和が行なわれた結果、赤字路線バスの廃止・減便が相次ぎまして、その代替策として多くの自治体でコミュニテ

ィバスの導入が行なわれております。本市と類似する運行先例地の現状と課題ということでございますが、先例地の具体例を幾つか申し上げますと、民間事業者が採算が取れずに撤退した地域を走らせるケースがほとんどであるために収支が悪化し、導入自治体の赤字補てん額が大きくなっていくこと。それから民間路線バスとルートが重複し民間の収支が悪化した結果、路線バスの廃止・減便を招いていること。また、バス・タクシー会社と早めに相談していなかったために民業圧迫との先入観を持たれ協議が難航したこと。先進地ではこのような現状・課題が報告されております。

本市の導入にあたりましてはこうした事例を踏まえまして円滑に協議が進み最適な結論が導かれますよう手続きを踏んで検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（17番 片岡 誠二君）

はい、わかりました。それではまた引き続きご質問いたしますけれど、コミュニティバス導入の実現にあたっては現在の中間市の交通体系と実情をかんがみ、どのような問題点をクリアしなければならないのか、お答えをいただきますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在コミュニティバスについての検討を行なっている中で導入するためには解決しなければならない問題点が大きく分けて2点ございます。

まず一つ目はコミュニティバスにかかる多額の運行経費の財源をどう捻出するかという問題でございます。市民の生活の足として導入するものである以上、持続可能で安定した収支計画の見通しを立てられることがコミュニティバス導入の前提となるものと考えおります。

そして二つ目でございますけれども、コミュニティバスを導入することにより乗客数の減少などの影響を被ることが予想されます路線バスやタクシーなどの民間交通業者との競合の問題でございます。路線バス・タクシーそれぞれの交通事業者がそれぞれ役割分担をしながら今保っております本市の交通体系のバランスというものを、これを崩さないように競合業者の経営を圧迫しないように細心の注意を払ってこの協議を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議員（17番 片岡 誠二君）

要するに一つ目が費用対効果ということですね。そしてもう一点が民業圧迫にならないようにするというところで理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長（白尾 啓介君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

それでは最後になりますけれども、コミュニティバス導入については今までも多くの市民の方からの強い要望があり、今なお大きな期待を持って待ち望んでおります。早期実現に向け今後は本市の最重要課題と位置づけ全市を挙げて取り組んでいくべきであると考えておりますけれども、その点市長、いかがお考えなのかお答えを願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今うちの担当も含めましてすらすら回答いたしましたですけどね。法定協議会を立ち上げる。この法定協議会に関係者が出てこなければですね、この法定協議会は成り立たんわけなんです。これは法の規則等々で定められましてですね、この法定協議会にこういう団体が入らないと成立しません。これは運輸局の許可が下りんわけでごさいますね、だからまず一段目といたしましてですね、その法定協議会が開かれるかどうか、これが一つですね、大きな問題なんです。市から法定協議会をつくります、皆さん集まってください。すんなり集まるかどうかわからんわけでごさいますね、今回前の市長のときにこの協議会の段階で白紙になった経緯がございまして2回目の今度動きでございまして。そういうあたりで本当に法定協議会を立ち上げるまでも慎重にやっついていかないと、そのような思いでございまして。当然私自身もこのコミュニティバス、市民の生活交通の確保というのは最優先課題でございまして。一生懸命やっついていきたいなと思っておりますが、先ほど申し上げましたようにいろんな困難な問題がございまして協力をお願いしたいなと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（17番 片岡 誠二君）

今の市長の答弁を聞きますとコミュニティバスの導入、これ、市長の公約ですよ。要するに法定協議会が何とも市ではできないということではいろいろなほかの国等の関係によってできるかどうかわからない。ということは、それがもしできなければ、これ要するに導入が不可能だということなんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはですね……これもさっき言うたんかな。地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会。それとですね、道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置しなければなりません。その中でですね、法の規則で規定されておりますですね、その主要メンバーがその中

に入らないと運輸局の許可が下りません。だから私どもは関係者の方に「法定協議会を立ち上げます、皆さん集まって協議をしてください」と言ったときに、皆さんが「ああ、わかった。そんなら参加しよう、協議をしよう」ということになれば私どもは本当に助かるわけですが、このコミュニティバス等々に対しましてですね、先ほど言いましたように2回目でございますので「また同じような話か。もう最初から私どもはこの協議会に入らん、出てこんわい」と、そのようなことになってですね、私どもは大変困るわけでございますので、そのあたりの状況ということを十分把握しながらこの法定協議会の設置に向けて動いていかなければいけないと、そういうことでございます。

○議員（17番 片岡 誠二君）

今後はぜひ市長のリーダーシップのもと進めていただきたいと思います。
以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

.....
○議長（井上 太一君）

次に、佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

おはようございます。市民の声の佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

コミュニティバスの件は前の片岡議員と重複している関係もありまして、また時間の配分上まず小中学生の非行・犯罪について教育長に質問をさせていただきます。

昨年、小中学生のグループが私の家に盗みに入りました。これは大変、私恥ずかしいことでございますけれども、本当に中間市の実情を象徴するものとして恥をさらすようで申しわけないんですが、事の詳細をある程度個人のプライバシーに触れない程度にお話させていただきますと、休日の日、私が不在のときに私の三男、中学校一年生でございましたけれども、その中学一年生の同級生の男の子2人、その子は当然東中ですが、さらに東小学校の5年の男の子3人のグループが私の留守中に入ってきてまして、うちの息子とはそんなに仲のいい子どもではございません。その3人が私の家に午前中に下見に来たように入ってきまして、そのときは何もしなかったみたいですが、午後にもう一度やってきまして、して三男の息子を押さえつけながら家捜しをして金庫を開けて中から約80万円盗んで、子どもたちの財布なども盗んでおります。その金はほぼ戻ってきましたけれども、事の重要性を非常に痛感しまして、とにかくその手口、初犯ではないなというような見事な手口でございました。これが子どもがすることかなと。愕然としました。

これはですね、この中間市の子どもたちの犯罪は本当にモラル感の欠如を意味しているものだと思います。学力の向上をあわせて子どもの犯罪者を中間市から排出させない努力。これは行政の役割として大切な使命ではないでしょうか。中間市では非行・犯罪抑制の取り組みをどのようにしているか、教育長にお答えしていただきたいんですけれども、その

前にこれをまず見ていただきたい。

警察——福岡県警が出している少年非行情勢というのが、明確な資料が出ております。この中をめくりますとですね、平成20年度中に検挙・補導された少年6,203人と。して、刑法犯少年のうちその94.6%が非行少年であったということです。つまり、少年非行に入ったものがほとんどが刑法犯に入ってくるという状況です。

して、その刑法犯少年というのは成人を含めた刑法犯検挙人数のうちの約36.2%が少年であると。大体4割近くがですね、大人も含めた犯罪の4割近くが子どもであるという実状です。シンナーを含めた検挙・補導は、補導された少年は11年連続福岡県はワースト1でございます。そして、この最初の非行というのが、最初は初発的非行ということで盗みやオートバイの窃盗、自動車窃盗そういうところから始まって、これが悪質化していきますと刑法犯ということで殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・脅迫・恐喝というぐあいにですね、いろいろなってくると。これが明確になっているんです。

して、中間市の犯罪はいかようになっているかと申しますと、こうして明確に数字に出とるわけです。北九州地区——南区とか西区とかこの19地区の中でワースト4位でございます。して、福岡地区、福岡地区もいろいろ東区、博多区いろいろありますけれども、全体27地区の中で中間市、27地区の中、中間市より悪い数字のところは福岡市と糸島市のみだけなんです。で、筑豊全体、筑豊、筑後を見ると中間市よりも悪いところは29地区飯塚市と久留米市なんです。ですからもうワーストの中でももう中間市というのは福岡県の中で非常に悪い。その悪い中でさらに校區別に見るとですね、底井野小学校校区、中間校区、東小校区いろいろありますけれども、ワースト1は東中なんですよ。私のところに入った、子どもたちが行った東中なんですよ。ここが一番中間市の中で一番、もうワースト1なんですよ。こういったことを踏まえてですね、教育長、どのように対策していけるか、お気持ちをお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

ただいまの佐々木議員の質問にお答えいたします。

議員のお宅に盗みに入ったということで、私どもに連絡を受けましたところ、議員のお子さんも含めた小中学生4名が議員宅に遊びに行った中で盗んだというふうに連絡を受けております。1名の生徒が金庫を開けてと。議員が言われました下見に来たと。それとか、なぜ、僕はちょっと反対に議員にご質問したいんですけども、我々大人がそういう子どもたちが何でそんな金があるところを知っているのかなという、不思議に思ったわけです。この話を聞いたときにですね。どこにどれだけのお金があるか。また金庫はどうして開けたんだろうかと。金庫は鍵だったのか、番号だったのか、それは盗んだ子どもが知っていたのかとかというふうな疑問を持ちました。

ただ、今言われますように、中間の小中学生が非常にモラルが欠けて犯罪が多いと議員がいわれますけれども、ごく一部の生徒でありまして大半の生徒は普通の子どもであり、勉強したり部活動したりしているところでございます。

今、防犯につきましては各学校ともにですね、いろんな防犯について研修会等をやっております。例えば中学校では規範教育推進事業の中で外部講師を招聘して万引き防止だとか薬物乱用防止、ネットによる誹謗中傷、いじめ防止等のテーマ学習を行っております。

また、福岡県警と連携して暴力団排除教育の実施等も行っております。

また、小学校につきましては道徳教育の中でそのようなこともやっておるわけです。

ただ、犯罪を起こす中間の子どもが全部そのような子どものような議員の質問の中に聞こえますけれど、僕はそうではなくてごく一部の生徒でありまして、今犯罪が多いということでございますが、これにつきましては折尾警察署とも話ししまして非常に無職少年の再犯者がかなり多いということでございます。小中学生の犯罪が多いのではなくて現在無職少年の犯罪が非常に中間市は多い。それも再犯であるということを知っております。

そういう教育につきましては教育委員会を初めまたそういう地域の方々ふるさとみまわり隊というのが6年前にできまして3年間県の助成でやりましたけれども、その後も市として、または各地域の方々が少年犯罪をなくそうということで六百何十名の方がそのみまわり隊に参加していただいて市内の巡視をおこなったり青色パトカーで市内を回ったりしているところでございます。教育委員会としても中間から1件でも2件でも犯罪をなくそうと、そういうふうな努力はいたしておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（4番 佐々木晴一君）

今の教育長の答弁を見る限りにおいてはですね、この数字をあんまり強く実感しておられないんじゃないかなと私は思うわけですが、今回の広報なかまでも少年犯罪のことをこううたって、本当いいなと思っておりますし、また今の教育長の答弁の中にありましたようにふるさとみまわり隊に協力してくださっている市民の皆さま、本当に感謝感銘いたします。

しかし、現状はこうなんです。こういう数字。これ戦う姿勢を教育長自身が持たないでだれが持ちますか。確かにこういう少年犯罪・非行は一番の責任は親だと思いますよ。しかしそれだけでしょうか。親ができないからいろいろ犯罪が、非行が起きている。あとはもう行政がやってあげるしかないじゃないですか。ほかの市民に迷惑かかるわけですので。そしてその非行の中でも、非行・犯罪の中でも少年非行の中で問題なのは深夜徘徊と喫煙なんです。ここからもう最初はスタートしてくるんです。もう深夜うろうろしている。そして喫煙をしている。飲酒というのはすごく数字少ないんですけど、これも喫煙と同じくらいの数字が本当はあるんじゃないかなと私は思っております。子どもたちにこの喫

煙などをやっている子どもたちもいるかと思えます。この子たちを何とか指導していかねばなりません。年齢的には十三、十四、十五歳ぐらいから急激に伸びてくるわけです。ちょうど中学生に入ったころです。犯罪というのは非常に伸びてくるわけです。そういった子どもたちに指導していくためにはまず大人から。まず隗よりはじめよということでお話しております。この喫煙ということにおいてはとにかく子どもたちは大人を真似したがるものです。大人になりたいというのを、真似したいということで喫煙から始まってきます。教育長、申しわけないんですけども前から健康増進法の中で非常にこの喫煙は庁舎の中でも喫煙室は少なくなりまして本当に改善したなと思っておりますけれども、教育長自身ヘビースモーカーでいらっしゃいますよね。よく喫煙室でお見かけします。やはりこういった少年非行を指導していく最高責任者です。その方がやっぱり隗より始めよということで、悪いことじゃない、喫煙は大人にとって悪いことではありませんが、子どもたちを指導していく最高責任者としてはですね、まず自らその禁煙をしていただいて、その自分の戦いぶりを、その証を子どもたちに聞かせてあげる。して、担任の先生たちと一緒に話して同じ声を私も戦っているんだと。子どもたちもあんたもそういう喫煙を、たばこを吸いたい欲望、いろいろ遊びたい欲望を抑えなさいよと。そういった指導もできます。実際そういったことをするためにも教育長、まずされたらいかがでしょうか。いかがなものでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今、深夜徘徊と喫煙の問題が非常に多いわけですが、先ほど議員は親だけの責任じゃないと。行政だと言われましたけれども、まず一番は親だと思います。家庭がきしっとしないと僕はこれが一番の教育だと思います。親の姿をよく見て育つとよく言われますけれども、これが一番だと思います。行政はその協力はぜひどんどんやっていきたいと思っておりますし、子どもたちの非行を一人でも二人でも先ほど言ったようになくしていくのが我々協力していかせていただきたいと思います。

最後のほうは私の喫煙のほうを話し出ておりましたけれども、教育というのは私、健康に悪いからやめるじゃなくて、お前たちは吸ったらいけないという法律があるわけです。この法律をきちっと守らせるのも教育だと思うわけです。だから、私がやめたから生徒もやめるかっていう、そういう話を私、現職のときもしておりません。お前らは吸ったら悪い年なんだと。二十歳まで吸われんのだと。そういう教育が一番大事なことであって、健康に悪いからやめなさいっていうのは、これはごく一般のことです。私が今、自分がやめる努力もしたいと思えます。しかし、そういう教育では僕は子どもたちがそういうもんで減らないと。やはり法律をきちっと教えなきゃいけないし、親が子どもからきちっとそういうことを教えるのが教育だと思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（4番 佐々木晴一君）

それは建前はそうでしょう。しかし、親の責任だといって行政は逃げるんですか。やはりこの背中で教えていくべきです。もうこれはですね、なんと言ってもこういうふうに歴然として数字に出ているわけですから。その数字をなんとか下げていく。躍起になる努力が必要です。

福岡県警から言われました福岡県的那珂川町のほうでも防犯カメラを試験的にこの春からあちらこちらにつけておられるということをしております。

行政も市長のほうも教育長と意見交換しながら、協力していただきながらですね、成年の犯罪と合わせて青少年の非行・犯罪抑制、これに対して全力をかたむけていただきたい。そういう予算の関係もあるかと思えますけれども、子どもたちは非常に中間市にとっても宝でございますので、なんとか教育長、市長の力でこれを取り組んでいただきたい。この数字を何とか下げていただきたい。お願いしたいと思ひまして……

もうそれで次に質問を……

○教育長（吉田 孝君）

議員の質問状の中にあつた……

○議員（4番 佐々木晴一君）

私、質問していません、今。

○教育長（吉田 孝君）

質問状の中に書いてあることをちょっとよく……

○議員（4番 佐々木晴一君）

もう今質問していますので。もう時間関係がございますので。

○議長（井上 太一君）

教育長、いらんこと言わんように。

○教育長（吉田 孝君）

はい。

○議員（4番 佐々木晴一君）

次に移ります。

福岡県市町村福祉協会及び福岡県市町村職員退職手当組合、この二つの団体に加盟している現状の是非についてお伺いしたいと思います。

この是非は是非でもですね、とかくこの要旨の中にありますように北九州との合併実現を宣言されている市長は、これらの加盟は合併の実現のその足かせのはずです。この二つの団体からの脱退する考えはあるか否かをお答えくださいということによっておりますけ

れども、6月議会でもですね、この合併ということに対して強い気持ちが、私聞いたんですけれども、はっきり答弁していただけていないので、この合併という前提がなければですね、この質問自体がちょっと今回おかしくなってくるので、まず市長の公約である北九州市との合併、これ本当にやる方向でいくのか、いかないのか。これで答弁が全然違ってくるでしょうから、まずこれだけお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

合併問題につきましては市民も大変大きな気持ちがございます。しかしながら、前回も言いましたように北九州市との合併は議会が否決したと。まあ、議員がおっしゃったとおりでございます。ああいうふうな大きな流れの中でそれが白紙になった。そしたらすぐそういうまた流れが元に戻るかというとなかなか大変でございます。それはもう議員さんもおわかりと思います。100万市民を5万の中間市が白紙にしたというようなことで、本当に大きな感情的な問題もまだございます。

そのような状況の中で北橋市長ともお話ししましたように、時期がくれば一生懸命これに取り組もうと。しかし今はお互い協力をしあいながら中間市とであれば合併してもいいなと、そのようなお互い協力をしあいながらよいまちづくりを進めていく時期だと。今、そんなお話をいたしております。その時期っていうのはいつになるか私ども今わかりませんが、中間市だけの思いでこれが通るものではございません。北九州市の議会等もでございます。市民感情、先ほど言ったですね、市民感情もございまして、これは時期を見ながらその時期が来れば鋭意取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（4番 佐々木晴一君）

市長のこの公約、北九州市との合併。これは一見して皆多くの市民の皆さん、この4年間でやっていただけるものだと思っただけです。しかし、市長としては今の答弁においても6月の答弁に関してもこの4年間という感じではございません。やっぱり市長、私を含め合併を願う多くの市民の皆様と市長の考え方、ちょっと乖離しているように思います。

そこで、あえて時期が来ればと言っていますけれども、時期というのは大体市長としてはどのくらいを、このマニフェストをつくったときに考えておられたんでしょう。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いましたように、これは中間市が合併してくれって言うてできるものではござ

いません。それはご理解いただけますかね。ご理解いただけます。

○議員（４番 佐々木晴一君）

はい、はい。

○市長（松下 俊男君）

中間市が合併をしてくださいと言って、それならいいですよっていう、そのことにならないわけでしょう。それはご理解いただけますでしょう。今の状況っていうのは。

○議員（４番 佐々木晴一君）

そうですね。

○市長（松下 俊男君）

そうですね。そして先ほど言いましたように、議会がからむ話でございます、ですね。今、先生、この中間市議会の一員でございますが、この中間市議会の状況というのはどういうふうにお考えでございますかね、この合併に対して。

みんな賛成なんでございますかね。これは、一回あのような状況になった中でですね、中間市議会全員賛成じゃないと向こうの北九州市だって受け入れない状況ではないかと。これは憶測でございますけれどもね、大変厳しい状況におかれているのはご存じと思います。

まず、市長どうするんかと言う前にですね、あなたご自身が属しておられますこの中間市議会の意向というのをはっきりですね、おつかみになって、それからのお話をですね、していただければ私どもも大変動きやすい話でございますね、行政、また議会一致してお願いしようということになればまたそれはそれでいいんでございますが、今、この中間市議会の状況というのをご自身どんなふうにご判断されているか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（４番 佐々木晴一君）

確かに議員の皆様は合併に対して快く思っておられない方が大半ではないかなと私は思っております。それは私の主観ですけれども。

しかし、私の今回の市会議員選挙においても前回の市長選挙に出させてもらったときも北九州市との合併を公約の第一に挙げています。市長もその公約を挙げております。政治家というのは公約が第一でございます。公約を実現するために反対している意見があるならばその反対意見と戦い説得し、それを同意にもってくる、賛成にもってくるというのが政治家の務めでございます。ですので、今、問題は政治家自身の、市長自身のこの合併に対する思いが変わっていないかどうかが一番問題なんです。これが一番問題でしょう。ですから、反対する議員が幾らおるか、難しい、北九州市が反対している、受け入れてくれない。そんなの関係ないんです。こっちから申し込んでいくわけですから。こっちから北

九州市に結婚してくださいよと言っていくわけですので、プロポーズしているわけですから、なんも向こうはあんたなんか嫌いよち、じゃあ何度でもアプローチかけて自分を好きになってもらわなきゃいけないわけですから。手取り足取りいろいろするでしょう。結婚するときも。市長自身もそうしたんじゃないですか。

そのようにやっぱりやらないとですね。したら、まずそういう姿勢ができた。そういう姿勢ができたとしてですね、まずこれ本題に入っていきますと、北九州市との合併を目標とした場合ですね、実際福岡県市町村福祉協会及び福岡県市町村職員退職手当組合、これを私は脱会しなければならないと思うんですが、これは私の意見は正しいですか、どうですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

職員の福利厚生、また退職手当組合等々のご質問でございますけれども、福利厚生につきましては、これは地方公務員法第42条でですね、その職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないという法でございます。実施しなければならないんでございましてですね、その協会を脱会、例えしてもですね、法に基づきましてですね、その福利厚生っていうのは実際やっていかなければなりません。当然北九州市もその法にのっとりいろんな厚生事業をやられておられますんでですね、脱会してもやらなければいけない、または北九州市さんも法を守ってちゃんとやっておられると思いますんで、これは脱会する必要、または北九州市との合併に対しまして何ら支障はございません。

退職手当組合につきましてもですね、これは10年間で平準化するっていうぶんでございまして、当市の財政運営上大変重要な部分だと思っております。私が助役をしてやめる際にはこの退職手当組合に入らないとなかなか中間市の財政運営というのは厳しくなるよと。ちゃんと入っておきなさいよというその話で私は出ていったんでございますけれども、市長になってまいりますとそれは入っておりません。そういう中で早急にその手続きをしていただいております。これも当市の財政運営上必要だと思っておりますし、そのことが北九州市との合併につきましてもですね、何ら支障になることではないと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（4番 佐々木晴一君）

それは中間市と北九州市が合併する前ですよ。合併したら北九州市はご存じのようにこの二つの団体には入っていませんので、北九州市として中間は動いていくわけですので当然この二つはやめなきゃいけないわけです。北橋市長がそのときも市長だったら当然

これはやめてくださいと、これは向こうから言ってくるはずですよ。これはですね、やるならばもう今のうちからやめる手立てを考えなくちゃならない。

もしもそういう合併ということになった場合、このやめることはすぐさまやめることはまず想定して可能かどうか、白尾部長に聞かせてください。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

まず合併をするに当たりましては合併協議会というのを設置いたしまして、その中でそれぞれの市の制度とか政策を調整してまいることとなります。それで、この案件につきましては当然職員の福利厚生は統一的な形になりますので、その時点で福祉協会のほうは届け出を行えば脱会することが可能でございます。また、職員退職手当組合につきましても、これは一部事務組合でございますのでそれぞれの構成団体の議決を経て県知事の許可が出た時点で脱会ということも可能でございますけれども、いずれにいたしましてもこれは法定協議会で検討されていく案件だと考えております。合併の場合ですね。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（4番 佐々木晴一君）

うれしい答弁をいただきました。合併ならばやめることができる。これで明るい道筋ができてきました。

その合併以前のもので、この二つの団体。この福祉協会と退職手当組合、このまず前段階でこの是非についてちょっと考えてみたいと思いますけれども、まず福岡県市町村福祉協会、これは、この福祉協会というのはまず市が福利厚生として職員、中間市職員厚生会のほうに1000分の5、1000分の5を上げてそこからさらに職員厚生会から福祉協会のほうに1000分の3.5、1000分の3.5%の割合で事業主、職員が掛け金としていっているはずですよ。この決算額を見ますとですね、平成22年度決算では……平成21年度決算においては969万円、969万円が向こうにっておりますね。

そこでですね、決算予算ずっと私見させていただいておりますけれども、さらにですね、この決算書の中で非常にちょっとわかりづらいところがあるわけですよ。これがですね、市町村福祉協会のインターネットでとった決算書なんです。決算書の中でですね、この事業、福利厚生事業をしているその会員数が書いてあるわけですよ。会員数は現役1万3,982人、退職者の会7,556人と書いてあるわけですよ。これは現役と退職者2対1でございます。この現役の職員に対してだったら今言われたようにですね、福利厚生で大いにいいのかもしれない。

しかし、私わからないのは何で2対1の割合でですね、退職者の面倒まで私たちの税金

でみなきやいけないのか。これが非常にわからないわけですね。この退職者の会というのはあるわけです。これはどういったことか。中家元議員も指摘されておりましたけれども、この退職者の会って、退職されましたら公務員の皆さんは平成19年度までは年額3,000円の会費を払えば、平成20年度からは年間5,000円の会費を払えば、して今年度からは6,000円の会費を払えばですね、病院に行って自己負担3割出しますよね、そのうちの4割が戻ってくる。4割戻ってきます。この金額がまた大きいんですね、医療援助金ということですね、平成22年度においては448万円とこれ出ているわけですね。して名前は変わってですね、福祉援助金っていうのがあるんですね、公務員をやめられたら2年間任意継続がありますよね、共済に。その任意継続している人に対してもこれが補てんがあるわけです。これは医療援助金じゃなくて福祉援助金っていう名前でこう出ているわけです。

こういったことがですね、市民の、私を初め市民の皆さまは理解をできませんし、納得ができないはずなんです。

してこの福祉協会に入っていることからさらに結婚したら6万円、再婚ならば3万円、職員同士ならば12万円、出産祝い金、入学祝い金、入学祝い金は小中学生ならば1万円、高校大学専門学校であれば2万円、25年目の銀婚式であれば6万円、還暦1万円、死亡60万円、勤続10年目、20年目、30年目ごとにですね、1万から3万円、退職記念品は勤続25年以上であれば10万円相当の品が贈られてくるわけです。市民にはこういったことは当然、もう中家元議員もよく言われていましたけれども、ないわけです。こういったことも本当に市民の意識から非常に乖離しております。ここの決算書にですね、決算書を見るとですね、最近こう決算書を、平成21年度決算書を見ますと右のほうにですね、平成18年度繰越金シニアプラン2,277万8,160円と書いてあるわけです。シニアプラン、一般の市民の皆さまは知らない方が多いんじゃないかなと思います。中家元議員もよく言っておりましたけれども、このシニアプラン。これ第2退職金といわれている制度でございます。平成16年2月大阪高裁で大阪市がシニアプランの類似制度をやっていたもんですから、これ違法判決が出ております。それでそれにかね合わせて福岡県市町村福祉協会でもシニアプランを廃止しました。平成15年度で制度を凍結、平成17年度で廃止しています。それに基づいて私たち、この中間市においても平成13年から平成15年までにかたっておりまして、その掛け金をですね、事業主1000の10、職員1000分の5の割合で掛けておりました。その返還金、平成17年4月に返還金が、3億2,182万円が戻ってきました。掛けた分の約91%が戻ってきました。91%、それぞれ91%ですから職員の方にはこの91%にあたる1億727万円が返還されてきました。しかし、この中間市が事業主負担として出してきましたこの1億727万円はそっくりそのまま戻ってきませんでした。この半分だけ各会計に一般会計、企業会計に戻し、その半分以上を厚生会のほうに保留したことからちょっとおかしい情勢になっております。本

来当然こういう91%戻ってきたわけですから痛みわけですから、当然事業主、職員はそれぞれ90%の返還額で満足すべきところをですね、職員の不足分9%に当たる1,060万円をその市がもらうべきお金から返しております。さらにこの返還すべきお金のうち一般会計には7,389万円は戻しましたけれども、しかし2,277万円がとどめおかれ、ここに、決算書に出ているわけでございますね。

ですので、合併を前にしてこの市町村福祉協会をやめなければいけないかもしれない。あるいは退職手当組合をやめなければいけないかもしれない。そして今、いつもでもやめられるということを言ってくださいました。ならばですね、今までこういうシニアプランを初め退職者の医療補助、してまた行き過ぎたそういった福利厚生こういったことを是正するためにもすぐやめられるんだったらもうやめたらどうでしょうか。そして、本来ならば一般会計に戻すべきところに、お金を戻す。確かに中家元議員のほうがですね、監査請求を二度にわたってしてございました。しかし、監査委員の報告では時効によってこの請求権なり債権不行使として却下されています。確かに法的にはそうかもしれませんが良心的にはですね、市長の判断でこれ戻すべきじゃないかなと。副市長の判断でできるはずですよ。会長が副市長で、顧問は市長であるならば最高責任者の判断でこれはとどめ置かないで一般会計に戻そうかな。今の財政の厳しいときですからそうって一刀両断の判断をできるはずでございますけれども、そこら辺のところどう思われますか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

今の言われましたシニアプランの件ですけれど、今議員も大分お勉強されて掛け金と負担金ですね、1000分の5、1000分の5ということは今言われましたけれど、そのシニアプランの前はですね、掛け金が1000分の7、それと1000分の5です。それを1000分の5、1000分の5に改めたわけです。そのとき協議をやりましてシニアプランに返還する一部を厚生会にとどめ置いているということです。そういう経過がありますね。

それと、ちょっと議員に私質問したいんですが、この福祉協会の関係の掛け金ですね、今、議員言われましたように今1000分の5、1000分の5で大体掛け金とあれが900万円ずつですね。厚生事業全部一緒に1,800万円で事業やっているわけです。それで福祉協会にやっとなのは大体1,300万円ですね。それで掛け金が大体650万円と650万円です。そういう中で議員さんが選挙前に出されましたこの晴一新聞ですね。これについてはですね、中間市の血税から毎年3,500万円の職員の福利厚生のためにという名目で共済に支払われています。こういう書き方をされたんですね。これ、まったく実際650万円ですので20%ぐらいしか満たない状態です。ぜひ機会がおありでしたら、こういう訂正のですね、ことはぜひひとつお願いしたいと思います。

○議員（4番 佐々木晴一君）

わかりました。

○副市長（小南 哲雄君）

以上でございます。

○議員（4番 佐々木晴一君）

時間の関係上、退職手当組合の件について市長に最後質問させていただきます。

平成18年3月議会においてですね、平成18年から平成22年度までの団塊の世代大量退職時代に備えるために一般会計ベースで最大2億5,000万円の財政効果があるという提案理由の説明でしたから私も賛成し、ほとんどの議員も賛成し同組合に平成18年度より入っているわけですけれども、もう平成22年度の大量退職時代はですね、終わりましたのでもう必要ないかと思えますけれども、もう今さっきの総務部長のいつでもやめられるってことですから、もう入っている理由はないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

退職手当組合の趣旨をご理解されていないようでございまして、私どもは団塊——団塊って言っていいかどうかわかりませんが、大量の職員の皆さんが退職していかれる。そのときにやはり大きなお金が要るわけございまして、それを10年間で割り振りした——10年間スパンでですね、必要なお金を10年間で平準化しているわけございまして、そういうふうなことで今すぐどうのこうのっていう問題ではございません。要するに財政運営上その突出した歳出を防ぐためにその歳出を10年間のスパンの中で平準化をしているということでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

時間ありませんので、最後。

コミュニティバスの件でございますけれども、先ほど片岡議員の質問の中においても市長の意気込みがちょっと感じられなかった。多くの市民が確かにこのコミュニティバスを願っていらっしゃる。万難を排してですね、市長の公約でもありますけれども、万難を排してこれをやりたいと思っているのか。それとももう今協議会が云々と。周りの反対で押されたらもうやめてしまうのか。そこら辺の気持ち。コミュニティバス導入検討会でも市長の気持ちが余り出ていない、そう思います。それが、気持ちが出ていない以上検討のしようがありません。どうでしょうか。最後に一点答えてください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これもしっかり理解をしていただきたい。このコミュニティバスを流していくためにはいろんなことを前に進めていくためには法定協議会をまず立ち上げなければいけませんよ。それは大変重要な位置づけでありますよということでございます。まず立ち上げていただいてそこで検討していただきまして、その成果、結果というのは当然最終的にはですね、この議会に、予算の必要なこととございますんで議会にお諮りをするというその流れでございましてですね、二回目の法定協議会の立ち上げでございますんで、本当に慎重にですね、立ち上がる前に余り軽々なことを私言いたくないなという思いもございまして。しかしながら、この市民の皆様方の生活交通の確保というそういう思いはしっかり受け止めておりましてですね、これを確実に堅実にやっていきたいと、そのような思いであります。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（4番 佐々木晴一君）

私は以上で終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、藤本利彦君。

○議員（15番 藤本 利彦君）

おはようございます。自民クラブの藤本利彦でございます。質問をさせていただきます。五楽北部工業団地の計画と再開について、それと企業誘致について。前回の6月議会とまた同じような質問でまたかと思われるかもしれませんが、させていただきます。

6月議会において松下市長は中断している五楽北部工業団地の計画を再開すると約束をされましたが、その後の経過と今後の取り組みについて伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

五楽北部工業団地の計画につきまして、平成18年度から計画実現に向けまして調整を行なってきておりますが、地権者の方の一部——これは損得抜きのお話でございます——美田を残したい、または先祖伝来の土地を残したいという、そのような思いの中で全員同意ということに至っておりません。このことから平成21年度にこの計画を一時中断いたしているところでございます。

この団地造成をどうするかというその思いでのご質問でございますけれども、今、経済等々もですね、大変流動的になっております。この経済動向、円高デフレというような

大変歴史的な円高になっておりまして、今そのような団地をつくって果たして大きな企業等々がですね、誘致できるのかなと、そのような思いもございます。これは産業の空洞化等々でですね、大きな投資をするなら海外へっていう気持ちがある中でですね、この大きな工業団地をつくるに当たっては本当に経済動向を見ながら慎重に対応をしなければいけないと、そのように思っております。

しかしながら、今回の東日本大震災におきまして安全確保っていう意味もありましょうけれども、こちらのほうにですね、やはり企業さんのオファーがいい土地がないかっていうお話がございます。しかしながら、現在それにすぐ対応できる市有地、工業団地っていうのを持っておりませんので、現在はすぐ、そういうふうな話があったときに今ございます工業団地内の中でそれぞれの企業さんがお持ちの遊休地があるかないか、そういうあたりをすぐに調べさせまして、その所在というのをはっきりつかんでおります。その中でそれなら市がそれを買って工場誘致に使いたいと、利用させてくださいというその話をさせていただきまして、今回協力いただいた企業の方がおられまして、その土地をそのようなオファーに対しまして即対応できるようなですね、体制を今とっているところでございます。

1社、2社十分来ていただけるのではないかなと、そのような確信は今持っておるところでございます。

用地取得につきましては今度の補正予算で計上させていただいておりますので、ご理解のほどいただきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（15番 藤本 利彦君）

6月議会の中と今日とはちょっとトーンが違うのかなと、今感じたところです。

私がですね、これを再度こういうふうに質問をするということはですね、市長の見解と私の見解がちょっと違うんですよ。市長はですね、今言われましたように、既存の工業団地、これの空いたところにはオファーがあれば入れるということで努力されていっとる。これにつきましては私はもう何も言うことないです。それはもうぜひやってもらいたい。

そうじゃなくて、私がお願いしとるのは仮称ですが五楽北部工業団地、一度中断されて6月議会で再開しますと約束をされました、この件なんですよ。小さいところじゃありません。大きなところです。面積的に言うたらですね、26町歩、当初計画で地元説明されたこの団地の件を申し上げておるわけですよ。

ちょっと視点を変えてましてですね、お伺いいたします。

元気な風が吹く中間とよく市長は機会あるごとに話をされております。実際どういう風が吹いとるかですね、今のお気持ちをぜひお伺いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

しかし、風は見えないでしょうが。

○議員（15番 藤本 利彦君）

いや、自分の感覚、自分の中の、気持ちの中で結構でございますので。

○議長（井上 太一君）

いいですか、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の言います元気な風、人の元気は町の元気という、その元気の風というのはですね、いろんな目標に向かって頑張る姿。これは何でも一等になる、これで一等になるのはそれはそれで結構でございますけれどもですね、一生懸命頑張る姿をですね私自身は「元気な風」とそんなふうに呼んでいるところでございます。

○議員（15番 藤本 利彦君）

ありがとうございます。まったくそのとおりだと思います。やっぱりですね、目標に向かって努力して中間が少しでもよくなっていくようにということですね、そういう言葉を使われとるんだと思うし、庁舎の前には垂れ幕も下がっております。ぜひですね、そういう気持ちでやってもらいたいんですが、市長ですね、中間がですね、これだけちょっと経済が落ち込んできたと。これはもう全国的にそうでございますが、それからやっぱり一歩でも抜け出すというような考え方でですね、やってもらいたい中で今回ですね、3月11日の東日本大震災でですね、ああいう災害がございました。これに関連しましてですね、交付金とか補助金等の減額が既にですね、行なわれているんじゃないかと思いますが、よろしく願いいたしますが。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

今、議員ご指摘のようにですね、震災後今年度におきましていろんな事業につきまして大体67%から63%ですね。そういうオーダーで補助金・交付金、これが削られております。

以上です。

○議員（15番 藤本 利彦君）

そういうことだと思います。これがまた年度を追うことによって変わっていく可能性は十分ございます。

ということで、よく市長はですね、何回か私も聞いたんですが、基金を取り崩さなくて予算が組めましたとですね、自信を持って言われておりました。そういうところからですね、基金とは普通の家庭でいう貯金でございます。それをですね、努力したということは私もそれはもう松下市長の手腕だと思っておりますが、そういうぐあいで依存財源、国なり県なりからくるお金がですね、減額になってきた場合に、じゃあ、中間市としての自主

財源が今のままでいいかということでございます。

それをですね、やはり上げていくにはひとつの大きな原因はですね、地元雇用がないことなんです。それが人口が——中間の人口が減ってきたということですね。で、直近の7月30日の資料をいただきましたら4万4,813人なんです、今、人口がですね。このうちですね、多いのがですね、60歳から上の方なんです。30歳から39歳の方がですね、5,163人、それから49歳までの方が4,086人、それから59歳までの方が5,426人、69歳までが7,886人ということですね、一番やっぱり働き盛りの方がおられないということですね。そうなりますと、市のそれこそ財布に入ってくる市税の関係なんかでもこれを上げるべきですね、どうしたらいいかということは、これは一番の問題だと思うんですよ。そういうところから私がお願いしておるのはですね、北部工業団地の再開を約束されました。約束されたからにはですね、ぜひ行動を起こしてもらいたいんですが、市長、そういうお気持ちはありますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど経済の動向等をしっかり把握しながらというお話をさせていただきました。

勘違いされたいいけないと思います。これは工業団地をつくるのが目的じゃございません。今言われますように、企業誘致、団地をつくってそのあと企業誘致をして中間市の経済活性化、働く場所ということにつながるんですが、今から用地買収をして埋め立てて、造成して、転圧かけて四、五年かかるオーダーでございます。それとですね、これは用地買収しかり、お金のかかる話でございます。莫大なお金がかかるわけでございますね、それを「さあ、つくれ、つくれ」という話に私、聞こえるんでございますが、それだけのお金をかけて今の経済状況の中でぺんぺん草が生えたらどうなるかっていう、そのことなんです。実際に言ってですね。

だから、今はその経済状況が大変悪くなってこれから先本当に見通しつきません。私、本当にね、見通しつきません。この東日本の大震災だっていつごろああいうふうな、復興ができるのかっていう思いもございまして、あちらのほうにお金をどんどん持っていかれても私どもは本当にたまらんと状況の中でですね、今はそのような多額なお金を必要とする事業というのは少し見合わせたいなと。様子を見たいなというのが私の本音でございます。

ただ単にあそこを用地買収をして造成をしてそれで済むだけの話じゃございません。それから企業誘致をお願いしていかないけませんけども、それはその企業誘致、本当にできればいいんですが、さっき言ったように産業の空洞化等々のこともございましてですね、それだけ大きな工業団地をつくってもそれだけ大きな、そこに見合うような大きな企業さん来ていただけるかどうか、そのような目安もございません。これはまあ、景

気が右肩上がりでそれ行けっていう状況であれば、私も早急につくってそれなりにしっかり営業してまいりたいとは思っておりますが、今の経済状況の中では少し様子を見ていかなければいけないなという、その思いでございます。本当にそれだけの多額のお金を使って将来ぺんぺん草が生えたら、それこそ先ほど私の責任というお話もございましたけども、本当に責任問題になるような話でございます。そういうことも含めましてですね、少し様子を見させていただきたいなど。

それとですね、もう一つ言わせていただければ、これは企業誘致がはっきりするまで承諾書——まず承諾書をいただくという動きの中でその承諾書をいただく中でさっき言いましたようなですね、損得抜きの話が出て、これは一時中断しとるという状況でございます。これは単に土地を将来売りますよという、ただ単にそこだけの承諾ではなくてですね、坪単価幾らですよという、そういうふうな了解もとの承諾書になるわけでございます。ただ単に承諾書をですね、いただいて、いや、その、これ1万円で売ってください。いや、とんでもないですよ。5万円じゃないと売りませんよと。そういうあたりの将来に向けてのですね、確執がないように承諾書をいただくにつきましても坪幾らですよというそういうふうな了解のもと承諾書をいただくわけですね。これが私どもが、これ動いたんが平成18年か。それから動いていましてですね、平成18、19、20、21、22、23年もう五、六年前のことなんです。当然地域ですね、地価ってというのは動向ございましてですね、そしたらその当初の私どもが予定しておりました地価単価につきましてもですね、5年前と今は随分違ってまいります。そういうことも含めましてですね、少し様子を見させていただいた中でですね、動かしていただきたい。

しかし、そんなふうに企業のオファーがある。それに対しまして早急に即対応できるような体制は今とはとって、企業誘致に対しまして努力をしているという状況でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（15番 藤本 利彦君）

市長、長々と今答弁していただいたんですが、何も買収せえっていうわけじゃないんですよ。今も言葉出ましたように承諾書なんですね。企業が来たら土地を提供しますよと。その二段階目で今単価的なもんも入れないかんよと。それはわかります。だけど地元の方はですね、じゃあ即買収してくださいということじゃないんです。そういう企業をここに持ってきたいですと。だから工業団地をつくりたいから協力願えませんかという当初の入り方ですよ、市は。そのとき単価は本当は出ていました。次回は下がりました。だから金額云々じゃないんですよ。今市にお金がないことはわかっております。だから、そういうことで私は工業団地をつくれっていうわけじゃないんですよ。承諾書をもらいましょっちいうわけですよ。もう98%もらっと思えますよ。あと何人かだけなんです。そうなりますと、承諾書をもらおうとですね、トップセールス、市長、あなたトップセールス

できるんですよ。私たちもやりますよ。それがね、中間の活性化につながるんじゃないですか。やっぱりひとつ、これ、大きな問題なんですよ、市長。ぜひこれ考えてもらいたいです。そうせんとですね、本当にお金の入ってくる場所がないんですよ。全部マイナスじゃないですか。平成21年度から22年度見ますと。全部マイナスになってきます。30億円の基金なんかすぐ食べますよ、これ。そのあたりもですね、ぜひ市長、ちょっと様子を見るんじゃなくて、ひとつ行動を起こしましょうや。どうですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まさに地元の議員さんでございましてですね、その地元の状況というのは十分把握した中でのご質問だと思いますが、当初私どもが動いたときもですね、90%近い方の承諾は得ております。しかし、大変重要な部分の方がですね、先ほど言いましたように、本当に損得抜きのお話でございまして私どもが取り付く島もないという状況。これはですね、副市長初め私ども本当に三、四回かお願いに参ったところでもございまして私どもが、どうしてもOKという返事をいただけませんでした。

承諾書だけで行動を起こせという、そのお話でございまして。先ほど言いましたようにですね、これ造成して実際使えるまでには何年間かかかります。トップセールスやろうと、私も企業回りをした中でですね、3年後に造成できますから、4年後に造成できますからどうぞ来ていただけませんか。そのような、それはそれでいいんですよ。そういうふうなセールスをしていいんですけども、今、世界が本当に早いスピードで動いております。その企業等々ですね、スピード感に対応できるのかなと。その承諾書だけでいい。それは承諾書に対して土地の単価はまた再度お願いし直さないかん状況だとは思いますが、ですね。前のままの単価であれば当然私どもは今の状況の中で合いませんのでね、単価の再考も含めましてですね、やらないけないと、そんなふうに思っているところでございまして私どもが、これはまあ、そういうふうなことも含めましてですね、将来本当に向こうのほうしか発展する余地がございませぬのでですね、中間市はですね。そういうことも含めまして向こうのほうに発展する余地を得るために地元ですね、入るにしても再度単価のほうから入らなければいけないということはですね、ご理解いただきたいなど。今九十何%のご理解をいただいておりますけども、その方は前の単価においてのご了承でございまして。これがですね、今の地価に直したときにどのようになるかっていう、その不安等々もございまして私どもがですね、これは基本的に考え直さなければいけない時期ではないかと、そんなふうに思っております。

○議員（15番 藤本 利彦君）

それでですね、やっぱりね、行動を起こさんとだめなんですよ。これはもう絶対必要だと思えますよ。やってみなくちゃわからないんですから。だから、今、市長言われました

ようにですね、2年も3年もかかりますよと。いや、そういう企業があるかも知れませんが。今から土地をこれだけ用意しますから来ませんかということであれば何ぼでも話になってくると思うんですよ。何も無いのにですね、営業活動できないんですよ。やっぱりこれはひとつのですね、大きな中間市のこれからの財源としてはですね、必要だと思いますので、市長、ぜひやりましょうや。どうですか。やるということに答えていただきたいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いや、さっき言いましたようにですね、いろんなことがございます。ここでですね、そりゃ本当に将来に向けではですね、あの方向には私どもはその開発の余地持っていかなければいけないという、そういう思いはございます。中間市の発展のためにですね、向こうのことを考えないでですね、できる話ではございません。しかし、今言いましたように、いろんな条件がありますよということにとどめさせていただきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（15番 藤本 利彦君）

それではまったく6月議会と同じようなことであってですね、やりますよということであって実際は何もしていないというような、私には受け取り方しかできませんので、市長、再度お願いです、ぜひひとつやってくださいね。

○議長（井上 太一君）

これ、お願いでしょう。お願い。

○議員（15番 藤本 利彦君）

いえ、要望でございます。

○議長（井上 太一君）

要望。それなら答弁は要らんですな。

○議員（15番 藤本 利彦君）

はい。要りません、答弁は。

じゃあ、私の質問は終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中野勝寛君。

○議員（14番 中野 勝寛君）

おはようございます。私は去る4月24日に投票が行なわれました中間市議会議員選挙におきまして初当選させていただきました自民クラブ中野勝寛でございます。初めての一

般質問でございますので不慣れではございますが、よろしく願いをいたします。

では、通告書に基づきまして、若い世代の視点から3点の質問をさせていただきます。
まず1点目です。若い事業者の意見の反映についてです。

長引く全国的な不況や消費者ニーズの多様化、また中間市を初め、北九州地区全体を覆う景気の低迷などにより市内の事業所の経営状況は一段と厳しくなっております。この状況を何とか打開したい、まちを活性化したい、中間市に元気な風を吹かせたいと考えている若い事業者もたくさんおられます。しかし、忙しく日々仕事に追われながら子育てや親の介護などによりその熱い気持ちを生かすことができずにいるのが現状であります。

若い世代の人たちはこれまでの中間市のまちづくりを担ってこられました団塊世代以上の方々のような豊富な経験や知識はないのかもしれませんが、しかし、若い世代は世代なりの感性でこうしたら中間市に人を呼び込めるのではないだろうか。こうしたら明るいまちづくりができるのではないだろうかとさまざまなアイデア、そして考えを幾つも持っております。しかし、残念ながらそのアイデアや考えを市政に届けるすべがわからず、ただ模索しています。

そこで市長に質問です。市長は常々中間市に若い人も住んでもらいたいと述べておられます。その若い人は今どういったことを希望しているのか。どんなまちづくりを望んでいるのか。一番よく理解している現役世代の事業者の方々意見を聞いておられますでしょうか。もし、聞いておられるのなら、その意見をどのように市政に反映させておられるのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいま景気も大変不透明な状況になっていると。若い方、頑張っておられますけども、若い方のご意見、アイデア等々はどんなふうにされておるのかということでございます。

本市におきましては、商工会議所青年部、また、あなたのおられますひびき青年会議所等々の組織に加入されておられます方から貴重なアイデア、ご意見賜りますように担当等々が市政に反映させていくか検討させておりますけども、現状の体制では十分ではないのではないかなと、そのような思いがいたしております。

今度ハートフルなかまっという団体も、組織もできておりますんで、いろんな団体、若い方とのですね、定期的な意見交換等々を、そのような機会をつくっていきいたいと思っております。

どうすれば中間市のほうに意見を反映されるかっていうその話でございますけども、私自身も市長就任以来ですね、市長の出前講座等々をですね、参加させていただいておりますし、またいろんな団体の方等々、商工会議所の青年部、また議員さんの団体の皆様方、商店組合の方等々ですね、いろんなところでお話を聞かせていただいております。これは

私だけではなくですね、現場を預っております担当等も含めまして現場の声っていいですか、そういうのをくみ上げていきたいなど、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（14番 中野 勝寛君）

やられているってことなんですけれども、ぜひもう少しですね、場面、場所、機会の提供を多く望むことをお願いいたします。

それでは続きまして二点目のほうに移ります。

若い世代の定住をうながす子育て環境の整備についてです。

中間市は保育料も安く、また乳幼児医療費の助成についても小学校3年生までが無料化で本当にありがたいと思っております。しかし、このことが本当に若い世代の住む場所としての中間市を選ぶ決め手になっているのでしょうか。また、子どもを生み育てるきっかけとなっているのでしょうか。今、子育てをしていくうえで若いお母さん方が何に対して困っているのか。中間市の今の子育て環境をどう感じているのか。そういった生の声は市長のところにはほとんど上がってこないのではないのでしょうか。

そこで市長に質問です。保育料、乳幼児医療費の助成で果たして若い世代が子どもを生み育て定住するとお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

保育料と乳幼児医療、それだけでっていうお話でございますが、これは子育て対策等々に限ってのお話、今、企業誘致等々のお話もございました。そういうふうな市民の皆さんが定住、また若い方が入ってこられるためには当然そういうふうな大きな視点での中間市の活性化というのは当然考えておりますけれども、子育て支援等々について若い方が安心して子どもを生み育てられるかという、そのご質問、そのあたりに限ってお話をさせていただければ、これは逆に議員さんは子育て支援に対してその二つぐらいしかお知りにならないのかなっていう、その思いがちょっといたしますですね、これは先ほどの子どもの安全等々も含めましてですね、私どもは他市に負けないようなですね、いろんな施策を打っております。まず子どもが本当に悲惨な事件に巻き込まれたときに他市より早くですね、あのような青色パトカーを設置したりですね、ふるさとみまわり隊、または通学道路の安全確保協力員等々もですね、これ、600人を越えるボランティアの方をお願いしておりますし、子育て支援センターしかり、保健センターしかり、きめ細かい子どもさんの手当をやってるところでございます。

それでも今言われますようにですね、なかなか若い方が移り住んでいただけない。その人口が増えない。これは私どももなぜかなっていうその思いはあるわけでございます。今

日も古賀市でございますが、子どもさんの入院費は18歳まで無料というふうなことも朝でテレビで流れておりましたけどもが、そういうふうな少子化っていうのはですね、もう日本全国、国の問題でございますね、各自治体がうちのところはこれだけの子どもに対する手当をやっています。こちらはこうですよという。そのあたりで競争すればですね、これは金を持っている自治体がもう勝ちっていうのはもう目に見えているわけでございますね、荊田町なんていうのはもう中学まで医療費無料という形です、だからそういうふうなことではですね、余り負けたいようにはやりたいとは思いますが、他市には現在負けてないとそのように思っております。

いろんなお母さん方のご意見はですね、どうして聞くのかっていうその話でございます。先ほどの質問にも関連いたしますけどもが、もう少し若い方がですね、どんどん私のところに来ていただきたいし、担当の課にもどんどん来ていただいておおいに文句言っていただきたいし、私自身は市長室のドアっていうのはもういつもオープンにしておりますのでですね、どんどん若い力、若い思いっていうのは私どもにぶつけていただければと、そんなふうに思っております。子育て支援施策につきましては他市にはですね、負けていない。そういうふうな自負がございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（14番 中野 勝寛君）

ありがとうございます。確かに市長が言われるとおりに中間市の子育て環境は他市より優れておると思います。中間市が誇る大きなアピールポイントになる大事な部分でもあると思います。もっと若いお母さん方とか若い方にですね、耳をかたむけていただきながら、ただ「来てくれ、来てくれ」ではなくて、こちらのほうから提供するってことは非常に必要だと思います。それはやっぱり私たち若い世代からしてみればなかなか市長のところに来いって来れるかといったらそうじゃないんですよ。ですからその場所や場面の提供を多くご検討していただければなあ。そんなふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

続きまして三点目であります。

子ども議会の開催についてです。県内でも幾つかの市町村が教育的観点から子ども議会というものを行っております。小学生や中学生の代表者が夏休み期間中などを利用して本物の議会さながらに一般質問や政策提言を行なうというものです。普段行政や政治というものに携わっていないため非現実的な外的な意見や提案が出るかもしれません。しかし、子どものころから議会や行政の仕組みに関心を持ってもらうことで政治離れや選挙の投票率の低下に歯止めをかけることができるのではないかと考えております。子どもたちが望む中間市の姿は子どもたちが住みやすいまちということです。子ども議会の開催について教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在中学校では社会科の公民の学習におきまして地方自治や民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義について学習しております。子ども議会につきましても、我が市におきましても平成4年に中学校の文化祭の取り組みとして将来の中間市について考え、自分が住んでいるまちに誇りを持つようをテーマに一度だけ当時の市長や部長等を学校に招聘して子ども議会を開催しているということでございます。

議員が言われますようにですね、子ども議会につきましても学校教育の中で子ども議会を学校でするに当たってはかなり難しい面もあります。いろいろ検討しなきゃいけない部分がありますが、今後もですね、学校や市長部局、それから議会事務局とも連携を図りながら検討をさせていただきたいと思っております。非常に選挙の重み等も重要ではないかというふうに思いますので、今後そうさせていただきたいと、検討させていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（14番 中野 勝寛君）

ありがとうございます。子どもたちが望む中間市の姿は私たち大人が気づかない視点で中間市を見ているということも考えられます。このような声にも耳をかたむけることで将来を見据えた中間市にとって大事なことではないかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討のほどよろしく願いをいたします。

三点の質問の中で答弁を聞かせていただきまして、若い世代の情報も吸い上げながらも市政を運営されているということですが、私は果たしてそれが本当に十二分なのかは疑問であります。

なぜなら、私は議員になる前から地域のボランティア活動等に参加をさせていただきました。しかし、我々がいろいろな意見等をどこでどう反映されているのかなという事はまったくこう感じたことがないのであります。行政との意見交換会等とかですね、コミュニケーションがとれる場所、場面にも出くわしたことは余りありません。いくらよい意見や情報があっても伝わらなければ意味がありません。ただ、市長の周辺だけで語るのではなく、もっと裾野を広げていただき若い世代がもっともっと市政に親近感を持ち、ともに中間市をつくり上げていく。そんな場所や場面を多く持つことが重要であります。それこそが未来ある中間市の発展に大きくつながることだと思います。私も若い世代の代表として未来ある中間市づくりに力を注ぐことを肝に銘じながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

次に、植本種實君。

○議員（7番 植本 種實君）

私は中間クラブの植本種實でございます。暑かった8月が終わり今日から9月でございます。皆様方に残暑見舞いを申し上げ一般質問をいたします。

早速ですが、春の桜を初め市民の皆様方の憩い場である垣生公園の整備工事についてお尋ねいたします。

先日の広報なかまに垣生公園の整備工事を行ないますとの記事がありました。その記事には来年の平成24年3月までに工事を行ない市民の方に大変ご迷惑をかけますがご協力くださいという記事でした。私の知人がその記事を読んでもう少し詳しく、そして懇切丁寧に書くべきじゃないかという意見を言われ、どういうことかといいますと、この説明だけでは不十分だ。費用が幾らかかったり、完成したらここがこのようになりますよというふうなことを。そしてまた市民の方が要望があればお伝えくださいというようなことを広報に書くべきじゃないかというふうに言いました。

私もまったく同感でまずお聞きしたいのは、市民に対する説明ですね。今行政の説明責任をいうのが問われています。何をしたいのか、何のためにするのかというところが感じられないというのがこの記事です。記事についてあてつけるわけじゃないんですけども、全体的に説明責任が少し足りないんじゃないかと思えますけれど、いかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

市長、いいですか。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

少し説明不足、不親切ではないかというお話でございますけども、このさくらの里と申しますか、あのあたりの整備は県あたりの補助金、国あたりの補助金をですね、いただきながらやっております。これは年度年度で申請してその申請した計画がそのとおり採択されるかっていうのは、またこれ、はっきりしない部分がございます、そのような回答がくるのが年度始まってってというような部分が多ございますんで、なかなか「これだけしますよ」「こうします」っていうのがはっきり言えないというのはそういうところでございます。私どもがですね、なるべく市の金を出さないようにそのような補助金を利用しながら整備をやっていききたいという、そのことでやっております、補助金の確定またどこまで私どもの計画が採択されるかっていうのがちょっとはっきりしない部分があるものですからですね、あのような書き方になっております。そればかりはご理解いただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

行政の説明ということはですね、例えば道路を工事をやっていますときに、この道路工事は下水工事のためにやっていますというふうに一行書いてあるわけですよ。そういうような説明を、これは下水工事をやっているんだなということですが、今言うたように垣生公園の場合はですね、市民の要望というか気持ちが非常に強いわけですよ。だからここにトイレがほしいとかですね、ここにバリアフリーになるんやったらどのようになるんだとかいうふうなことを知らせてほしいということですよ。だから、もう少し詳しくできる範囲でいいですけど、説明してくださいということですよ、どうですか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

お答えをさせていただきます。

議員ご存じのようにですね、垣生公園の整備事業ですね、これは平成21年度から事業を開始しております。それで最終的には今二つの事業を組み合わせる今事業をやっています。そういう中で平成24年度が終末ですけど、その全体の図面ですね。これについては平面的なプランニングはもう全部できております。それでまた今議員ご指摘のようにですね、そういうそのやつを機会がありましたら早い段階で全体図ですね、全体の計画整備図あたりはですね、広報に載せて周知を図ってきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

ぜひそのようにしてください。市民の方は、私たちはどげんなるんだらうと思って楽しみにしているというところがあります。

そこで費用は大体どれぐらいかかるんですか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

費用についてお答えいたします。先ほど市長、副市長も申されましたように平成21年度からこの事業を着工いたしております。現在平成23年度予算執行中でございますが、1億8,600万円、平成23年度中でございます。この計画を平成27年度まで垣生公園については改良改修をやっていきたいと思っております。平成24年から平成27年度につきましてはおおむね2億2,000万円の予算を投入しながら垣生公園をよりよいものにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

トータルで4億2,000万円ということですか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

そうですね。1億8,000万円、2億2,000万円ですので約4億円ですね。ちなみにこれ補助金ございまして、市の持ち出しは50%でございます。半分が補助金です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

市の持ち出しが2億。それにしてもなおさらですね、よくしてもらいたい。それから、市民の方の声をですね、もう少し取り入れて……もう少しじゃなくて——計画年度にいろいろ言うても悪いんですけど——取り入れてほしい。例えばデイサービスの方がよく垣生公園にみえるわけです。なぜみえるんですかと聞いたら、きれいだと、池もあると。それからバリアフリーだトイレもあると。それから車の乗り降りもゆっくりしていて急がされないからいいんだという話も聞きます。そういう声をですね、もう少し取り上げてほしいと思いますけれど、どうですか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

そういう、今ですね、そういうことで補助事業でやりよるんですね。この部分はある程度固定されておりますのでですね、それに今、部長答えましたように平成24年度から平成27年度までまた追加してまた、今、垣生公園全体ですね、平成24年度まではバリアフリーの道路部分とかですね、それからちょっとベンチを置くとかですね。そういうハード面をやりよるんですね。それでまた今度ソフト面を平成24年度から平成27年度に取り入れますので、そのときはですね、市民の方の要望をですね。それからどのようにしてやっていただきたいとかですね、そういうことですね。それから植栽についても今桜の木をずっと植えとりますけれど、まだ桜以外でもですね、何か紅葉がいいんじゃないとか、あじさいがいいんじゃないとかそういうふうなところをですね。公園自体を四季を通じてですね、市民の方がいつでも訪れていただくようなですね、都市公園を今目指しておりますので、そういうことは十分に、今議員さんが言われたことについてはその反映をですね、事業の中で反映をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

ソフト面のときに市民の要望をたくさん聞くということで理解していいですか。

それでですね、今公園内にはいろんな施設がありますが忠霊塔とか被爆者の供養塔とかいろいろありますけれど、特に忠霊塔と被爆者の供養塔についてはどのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

供養塔についてはですね、ちょっと危ないですね、ちょっと傾きかけとったですね。それでロープでこう枠を縛っておきましたけれど、逆にあれを所有者からですね、市のほうに逆に市の管理にしてほしいというような要望がございましたので、今はそれを元の危なくない状態に戻してですね、整備が終わっているところでございます。

それともう一つの忠霊塔については今遺族会ですね、そこで管理を全部されております。それについて大きな補修とかいろんな要望がございましたら市も全面的にですね、協力するような態勢ではあります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

忠霊塔につきましては、もう古くなって少し汚れていますので、掃除をして、そして補修をしてもらいたいという市民の方の声を私が聞いています。

それと被爆者の供養塔については、言葉はもっと立派にしてくださいと。そして供養についても忠霊塔のほうは10月頃に体育文化センターで慰霊祭をやっていますけれど、被爆者のほうはやっていないんじゃないかという話ですけども、それも行なったらどうかと思いますけれど、ご意見はどうですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

被爆者の碑でございますけどもが、あれも実はですね、いつどなたが立てたかというのをはっきりしとるかな、これは。ちょっと答えて。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。原爆被爆者の記念碑でございますが、おおむね戦後60年経っております。現在当時の被爆者の会の会員の皆様はお亡くなりになりまして、所在が不明な状

況でございます。それで、知人といいますか、ご存知の方にお話を聞かせていただきますと、40年前にですね、市のほうにご依頼があって当時の首長がじゃあそういうことで、中間市は非核平和宣言都市をやっております。そういう意味で平和の祈念の像としてそこに設置しましょうということで、そういう経緯で設置されております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうふうな位置づけでございますんですね、これは世界平和という観点からですね、粗末にはできませんし、そういうふうな関係団体の方もですね、ちょっとはつきり今のところいたしておりません。

まあ、連絡等々取ればですね、またそういうふうな何か催し物等々をですね、してもいいんじゃないかなと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

この二つの塔について言われたように粗末にしない、大事にするという気持ちを持っていただいて進めていきたい、市に大切にしてもらいたいと思います。また同時に垣生公園は市の指定文化財であり1400年ぐらい前からの縄文時代の農耕の古墳遺跡がたくさんあるわけですがけれども、その保護などはどういうふうにされていますか。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

現在垣生公園には約50基の横穴墓がございます、この横穴墓につきましてはですね、泥の中に薬剤を入れまして固めるようなこともあるんですけども、5年ぐらい経ちますとその薬剤が結果的に水等草等が入りまして朽ちてまいります。それで現在は入り口を埋め戻した状態で保存しています。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

もう少し古墳をですね、ま、立派にせえと言うたら変な言い方ですけど、利用してですね、垣生公園は古い歴史と緑、そして美しい太鼓橋といろいろたくさんあります。これを整備することによってですね、中間市が日本に誇れるような立派な公園になると思いますので、ぜひ整備のほうをよろしくお願いいたします。

次に、放置家屋（土地）について質問いたします。

放置家屋（土地）は市内にどのぐらいありますか。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。苦情や通報で環境パトロール中に発見したものは25カ所でございます。この対応につきましては、現地を確認いたしまして権利者に対しましてあき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づきまして訪問による依頼や通知、電話による連絡を行なって草刈などの土地の適正管理をお願いいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

市内に25カ所あるということですが、こういう土地は年々増えていくと、家も増えていくと私は思います。雑草が茂ってシロアリが発生している。町内の人は迷惑しているということに対して、持ち主は維持管理するのが当然ですけれども、環境衛生上からも市は少しは持ち主に指導すべきだというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

先ほどもお答えいたしましたように、あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づきまして、権利者に対しまして訪問等を行なってですね、適正管理をお願いいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

そういうことでしょうか、まあちょっと視点を変えてこういうのがあるんです。固定資産税とかそういうのはどういうふうになっているんです。ちゃんと納められているんですか。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

固定資産税というのはですね、納められているケースもございますけれども、所有者がはっきりしない場合でですね、納められていないケースもあるかと思えます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

私が言いたいのはですね、放置したときその敷地内で問題が解決しているのはそれは問題ないんだけど、やっぱり隣近所にシロアリが飛んでいき、花粉いわゆる一時はセイタカアワダチソウの花粉の問題とかありましたけれども、そういうのがもう25カ所予想されるわけです。私に言わせれば。そうすると市はやっぱり持ち主に対し「してください」と頼むしかないのかなと思うんですけど、もう少し強制的なことはできないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

今、行なっているのはですね、条例に基づきまして所有者の方に対してですね、適正な管理をするようお願いをしていると。例えば繁茂した草等があればですね、それを刈ってくださいよというような通知を行なっております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

まあ、このことに関してはですね、私有財産とかいろいろあって水掛け論になると思いますけれども、町内会の方で迷惑をされている方がいるんだということですね、ぜひ認識されてですね、その持ち主にこうやって迷惑をかけていますよと連絡して早めに平地にするちいう言い方したらまた悪いですけど、とにかく被害を起こさないようにしてくれというふうに連絡すべきだと思いますけれど、どうですかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この空家っていうことでございます。高齢化が進みましてですね、そういうふうな空家住宅が、これは中間市だけではございません、各地そのような住宅が増えております。当然この管理っていうのは持ち主、またはその持ち主の関係者っていうか子どもさん等々につながっていくわけでございますけども、遠隔地等々もございましてですね、放置されたままっていうことでございます。うちの担当もですね、そういうふうなその関係者をずっと探してですね、それなりのお願いということをやっておりますが、最終的にはですね、代執行的なものをしてですね、費用請求という、そのようなことになるかと、そのように思っております。

それとですね、ある地域ではですね、その土地をですね、その地域の駐車場にですね、

利用したりですね、いろいろと知恵を出されておられます地域もございます。今、そういうふうな空家等々につきましてもですね、その地域でどうか利用できないか、今いきいきサロン等々をですね、お願いしております。そのような拠点にならないのかと。まあ、そういうところも含めましてですね、地域ごとに対応していきたいなど、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

近所の方からの苦情がですね、余り出ないようにしてくださいということです。

続いて、自治会についてお尋ねいたします。

新しく発足した自治会制度には私は期待いたしております。この制度は自分たちのことは自分たちで決めるんだということであります。自分たちのことを市民全員できめ細かく手づくりであれば本当に中間市に元気な風が吹くとも私は思います。自治会制度の発足について市長はどのように思われていますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今回言われましたように、自治会組織、町内会組織から自治会組織ということで改変をいたしております。地域の皆様方には本当に協力をいただいたという感謝をいたしております。

これももうひとつ進んだ自治会運営といいますか、自治会組織をつくっていただく、運営をしていただこうと、そのような思いでお願いしたわけですが、当然この自治会にですね、ほとんどの地域住民の方が参加をしていただければ機能しない話でございます。転入者等々また現在おられても入っていない方にはですね、それぞれ地域の方々が自治会入会への働きかけをやっておられますし、私どもは子どもさんなんかおる場合はですね、特に子ども会等々の活動をですね、参加をしていただいて子どものためにもという、そんな思いで親御さんがなっていたきたいなど、そのように思っております。鋭意自治会に入るようにですね、私どもはチラシの配布、啓発等々は進めてまいりますけども、なかなかうまくはいかないというのが現状でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

まあ、そのとおりだと思います。しかし、基本である町内会に入会しない世帯が増えていくというふうに聞いています。実態はどのようになっていますか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。現在の——平成22年5月現在でございますけれども——加入率が70.4%ということで、これは年々加入率が低下傾向にあると考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

まあ、70%ということですが、マンションやアパートで、だれも町内会に入っていないというような実態も聞いています。そのような人たちに対して、またそれから入っていないもうあと30%入れないけんかなと思うんですけれども、どういうふうな勧誘というか入会をしてくださいというお願いをしていますか。対策をとられていますか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この加入率低下に対する対策といたしまして市で行なっているのはおよそ三点ございます。一点目が転入・転居の届け出に来庁される市民の方に市民課の窓口において自治会加入案内のチラシをお渡しいたしまして、その内容説明を行なっております。それから二点目では広報活動ですね。特に今年2月10日の発行の広報なかまでは特集号を組みまして、自治会についての制度の周知及び加入促進のですね、呼びかけを行なっております。それで、三点目は自治会のほうで未加入者に呼びかけるための加入促進チラシというのをつくっていただいておりますけれども、それを作成するときに市のほうで自治会長さんたちと情報交換や作成支援を行なっているところでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（7番 植本 種實君）

まあ、町内会に入っていない人の話を聞くと、町内会費が高いという人、それから寄附が多いという人、それから町内会に入ればその役割をしなきゃいけないから年をとってその役割ができないから抜けるんだという人もおられます。こういう人たちをぜひ町内会のほうに入ってもらわなきゃいけない人たちがどんどん抜けていっていると、私は思います。そこをまた充実してください。

それともう一つ。聞くとところによると市の職員さんにも町内会に入っていない方がおられると聞きますが、市長はそのことについてはどのように思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのようなことはあってはいけないと、そのように思っておりますし、十分地域活動ですね、公務員として——公僕といたしまして参加するのは当たり前ではないかなと、そのように思っております。地域のいろんな活動に地域の主導者としてですね、職員のほうも頑張っていたきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（7番 植本 種實君）

先ほどご質問の中で中間市の人口が4万5,000人を切ったというようなことを言っています。4万5,000人全員で協力してですね、明るく楽しい、そして元気な風が吹く中間市をつくろうではないかということで全員が、この70.4%じゃなくて、100%になるように努力していただきたいと思います。

これで終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時11分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い一般質問を行ないます。

まず、教職員の精神疾患の現状と対応について質問いたします。

小学校及び中学校の学校教育の充実は次世代の中間市を背負ってもらう人材づくりの面では大変重要であり、私たち大人の責務だと思っております。なかでも教師の役割は重要でありよいにつけ、悪しきにつけ影響力は大きいものだと思っております。

さて、文部科学省の調査によりますと2009年度にうつ病などの精神疾患を理由に退職した教員、幼稚園から大学までは940人で病気退職の半数近くを占めておりました。また、病気退職した教員、公立の小中高校のうち精神疾患による退職者は5,458人で3分の2を占め、年々増え続けているとありました。本市の教員の中にも精神疾患者がいたらっしゃればその現状とその対応をどのようにほどこしているのかをお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

ただいまのご質問にお答えいたします。うつ病などの精神疾患を理由に病気休職する教職員は本市のおきましても近年増加傾向にあります。現在精神疾患を理由に病気休職中の教職員は小中学校で4名おります。昨年度、一昨年度も4名の職員が病気休職をしております。また、精神疾患を理由に退職した職員は近年では昨年度末に1名退職いたしました。病気の主たる要因といたしましては、児童生徒の指導に関すること、理不尽な要求を繰り返す保護者への対応、他の職員との人間関係など職場にかかわることや家庭の問題、個人的な事情などさまざまな要素がからんでいると考えられます。

教育委員会といたしましても教職員のメンタルヘルスは重要課題の一つと捉え、さまざまな取り組みを実施しております。具体的な例を挙げますと、各小中学校では毎月一回程度「労働安全衛生推進委員会」を開催し、教職員の超過勤務の縮減策や健康と福祉の増進について協議しております。また、月に最低2回の定時退校を義務づけて、時間外勤務の縮減を図っております。さらに、必要があれば県から4中学校に配置されているスクールカウンセラーや市のスクールアドバイザーを活用して、先生方の心の相談にあたっております。

これらの取り組みとあわせて教職員が精神疾患にならないよう、学校管理職による日常の声掛けや観察、面談を進めていくよう指導しているところでございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（10番 草場 満彦君）

再質問いたします。

答弁で本市内には精神疾患の職員の先生方が4人いらっしゃって、そのうちお一人は退職されたと。もし、近隣の市町村なり県の中にこういった疾患の方が何人いらっしゃるというものがわかれば教えていただけないですか。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。全教職員に占める精神疾患による病気休職者の割合でございますが、平成21年度のデータによりますと、全国、県では大体約0.6%ということでございます。本市の場合は約1.7%でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（10番 草場 満彦君）

精神疾患に至るには教育長もおっしゃったみたいにいろんな要因、複数の要因が重なって精神疾患を患う結果になっているんだと。ただ、それも学校内での要因——例えばさっきも言われた父兄の方、父兄の方とのもめごととか、あといじめ問題とか、また、教員間の人間関係とかそういったものが原因で精神疾患になられたという方が現実的にいらっしゃるわけですね。どうなんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今議員が申されましたように、保護者の問題、それから教職員間的问题もあります。多くは保護者対応だとか、そういう子どものこと等が多ございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（10番 草場 満彦君）

学校外の要因であれば教員個人の問題だと思いますけれども、学校に関係しているものが要因であればですね、子どもたちの教育環境を整える意味からでも、対応に万全を期すべきだというふうに思います。

ちょっと、再度教育長にお伺いをいたします。

ちょっと私の言い方「万全な対応」っていうのが余りにも漠然過ぎるんですけれども、こういう社会問題に対しての対応への思いというものをお聞かせ願えますか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今議員の言われるようにですね、私ども教育員会といたしましては、保護者に対する問題等が非常に教員も敏感になり、我々も敏感になっております。ただ、随分……

先生方の精神的な状況もあるなというふうに考えて、非常に気持ちの強い方弱い方等もおられます。その辺につきましては今、新採の教員に対する研修だとか、それから3年目——県では初年度、5年度、10年とかやっていますけれども——中間市としましてですね、いろいろ若い先生方、そういうもう実際今4人の中に2年目の先生がおるわけですが、そういう先生方の思いを聞いてあげるような場をつくるような形も、私はやらなきゃいけないなというかたちで今、学校長とも話をしながらそういう場をつくっていくようなかたちをとっております。

非常に保護者に対する問題っていうのは非常に大きな問題がありまして、全国的にかなりモンスターペアレントといいますが、そのことにつきましてはもう我々も非常に頭を痛めるところでございます。いろんな裁判等もありますし、福岡のほうでも教員が反対に訴えたというふうな問題も。そういう教員であればいいんですけれども、大体まいってしま

う先生が多いかなということでございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（10番 草場 満彦君）

校内暴力等体罰の応酬によって学校が荒れた時代の子どもたちが今の小中学生の親になっていると。その世代で学校や先生に対する不信感がぬぐえないままになっている。これが背景であるというふうに指摘をしている教育関係者もいらっしゃいました。

私は何も親の世代の問題だけでそうなっているわけではないというふうに思いますが、大変な時期に先生たちが大きな責任と期待を背負っていらっしゃるのも事実ではないかなというふうに理解しております。

学校と親という狭い世界ですべてを解決できるなどとも思っておりませんし、PTAにとどまらずにですね、地域の声、地域の知恵というものをですね、子どもたちを育てるために必要とされている時代が今まで以上に求められているのではないかというふうに感じます。

その体制づくり、環境づくりをですね、教育委員会が先頭に立ってリーダーシップをとっていただきたいということを要望いたします。教育長、よろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今議員が言われましたように、地域との連携の中でですね、学校もやっていかなきゃいけない。今評議員制度がありますけれども、地域においてはそういう評議員制度の研修会等も市内全部でやっているというふうなところも聞きますので、地域との連携を図りながら教職員のそういう問題も解決していきたいと、そういうふうに検討させていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（10番 草場 満彦君）

よろしく願いいたします。

次に、次の質問で学校用緊急通報システムの導入の検討について質問をいたします。

平成13年の大阪府の池田小学校の事件を受けて近隣の自治体が翌年に学校用緊急通報システム——スクールガードを導入しております。子どもたちの安全のため、また教育環境を整える意味からも本システムの導入を検討してはどうかと思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

平成13年の大阪教育大学附属小学校の問題からかなり全国的にですね、そういうシステムを取り入れるところがあると思います。

不審者対策といたしましては、我が市では正門扉に錠をかけるとか、学校訪問の際にはインターホンで事務室に連絡をとり、承認を経て扉を開ける、で、入ることになっております。ただ、声だけの確認であり門の開閉も訪問者自ら行っているという不十分さがあります。

不審者の侵入に備えるために本市ではですね、防犯システムの導入事業計画を策定しまして、平成19年度から平成22年度にかけてまして市内すべての小中学校に防犯カメラ・監視モニター・防犯灯の設置が完了したところでございます。すなわち、昼間においては不審者の侵入に備え、夜間においても防犯灯を点灯し、万一校舎内への進入などがありましたら夜は感知センサーが作動し警備会社に通報する完全機械警備体制をとっております。24時間不審者といいますか、学校訪問者に対しましてはモニターに記録するというふうになっております。

そのほかに教室にもインターホンをつけている次第でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（10番 草場 満彦君）

まず最初に私が提案をしております学校用緊急通報システム——スクールガードというものをご説明、紹介をしたいと思います。

スクールガードの機材としましては四つございます。一つは教師が携帯するペンダント型のリモコンでございます。各教室に設置する送信機、そして職員室に設置をしてその送信機の信号を受信する受信機、で、四つ目が職員室にある通報装置の本体、この四つなんですけれども、使用例としてですね、不審者の発見をしたと。それがグラウンドなのか教室なのかはどこでもいいんですが、発見した場合に対応を試みますけれども、それは対応不可能というふうに判断をすれば、持っているリモコンのスイッチを押してですね、職員室に緊急の事態が起きたという部分を通報すると。で、職員室が受信をし、その場所の確認をして——どこにいるという、その発信元がわかりますので、教室だったら何年何組というところに直ちに直行し、違う先生なりがそこに行って対応を一緒にやっていくと。そこまでが第一段階なんですけれども、それ以外に緊急を要して校長なり教頭なり教務主任等に連絡すべきだという判断がされれば通報装置によって、3名から6名ぐらい、選定した方たちに自動的にそういった情報が発信をされると。

次のステップとしてもう事件だと。もう侵入者がもう子どもたちに危害を与えようとしているという判断になればですね、早急に警察に連絡しないといけない、そういう判断をすれば通報装置によって自動的に警察に連絡が行き、巡回中のパトカーないし覆面パトが

そこに駆けつけて対応に応じるという部分が一つの例でありますし、ほかにも子どもたちの、例えば急病人が出たと、先生1人じゃどうしようもないと、助けがほしいとかですね、あと校内暴力、特に中学校だとは思いますが、そういったところに遭遇をしたと。あとさっき教育長がおっしゃいましたモンスターペアレントとかの対応とかもですね、1人ではなくその時点でリモコンを押せば要請を受けることができるというふうな感じの代物でございます。

で、これを導入した当初はすごく、結構初期投資があったみたいなんですけれども、当初NTTだったんですがほかにも他のメーカーさんも参入されて着手をし、今の時点では随分と安価になったということもお聞きをしております。

そして今、教育長の答弁の中で当市の不審者対策の対応の防犯対策は理解ができました。あと、もしわかれば近隣の自治体の防犯システムの導入の状況がわかれば教えていただけないですか。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

今議員が言われましたリモコン式の緊急通報システムにつきましては直方市さんだけ、あと防犯カメラにつきましては岡垣町のほうで小中学校、遠賀町につきましては中学校、中間市は一応小中学校全40台を設置しております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（10番 草場 満彦君）

本年またはその近年、学校内への不審者の侵入っていうのはあったんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

そういう報告はございません。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（10番 草場 満彦君）

まあ、侵入者もここ近年なく、なおかつ中間市も防犯カメラ、防犯灯を設置しているということで、ほかの自治体と比べても対応自体も決して遅れてもいなければ十分だというふうに理解をしていいんだというふうに私は思いました。

私がこの質問を取り上げさせていただいたその経緯っていうものをちょっと話させていたいただきたいんですが、私、支援者の方のところをあいさつ回りしておりました。その中に

小学生の子どもさんを持っていらっしゃるご婦人の方がいらっしゃるというのを導入している自治体があるんですよ。子どもたちの安全のためにはもう大変いいことだと。中間市にはないけれども、中間市さんはつけるつもりはないんですかっていうことを聞かれたわけです。あくまでも市民の一夫人の方からの質問事項であり、それがそのまま要望事項にもつながったんですけれども、そういった経緯がございました。

答弁で現状、中間市としてできる対応・対策、大きくはやっぱり防犯カメラ・防犯灯をもう各学校につけておりますよということでありましたけれども、要はその内容自体をですね、ご存じないんじゃないのかなと思ったんですよ。隣の市はこういったものを行っている、いいなど、うらやましいなど。でも中間市は何もしていないんじゃないかみたいな感じで思われてあった。ただ、中間としてもこうやって実際やっているってことをご存じない、知らないんじゃないか。実際防犯灯、防犯カメラをつけたときには周知されたと思うんですよ。それから何年も経っているものですから、保護者も変わり、ご存じない方が結構いらっしゃるという現状があるのであればですね、再度やっぱり子どもの安全を願われている保護者の方たちが安心される意味でもですね、再度周知されたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

私、スクールのガードの導入の検討をしていただきたいという思いは今も変わりはないんですけれども、ただ、予算の問題もあるでしょうし、ただ子どもたちの安全を考える面では日ごろからこういう情報があるんだと、こういった機材があるんだというふうなそのデータ収集、情報収集にですね、日ごろから取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終了いたします。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、下川俊秀君。

○議員（18番 下川 俊秀君）

創希改の下川俊秀でございます。質問通告に従い、一般質問を行ないます。

さて、遠賀・中間地域広域行政事務組合の行政運営について、市長にお尋ねいたします。

現在、広域行政事務組合は中間市と遠賀郡4町で構成されており、五つの事務事業を共同で行っておりますが、消防業務につきましては遠賀郡消防、中間消防とも各自単独で行なっております。中間市が現在加入しているのは四つの事務事業であります。ごみ処理事業、し尿処理、火葬業務、そして養護老人ホーム遠賀静光園であります。予算については各構成自治体の分担金が主な財源でございます。中間市の行政面積は遠賀郡4町の約6分の1でございます。人口は遠賀郡4町の約半数近くあり中間市の負担割合が一番大きいわけです。

そこで松本市長には中間市での行政手腕を広域行政でも発揮していただき、広域行政の

代表理事に就任されるお考えはないか、まずお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

広域行政の代表理事に就任はというお話であります。

議員、今言われましたように、広域行政事務組合で共同処理をする事業といたしまして、当市、これは消防業務は単独でやっております、広域には入っておりません。この消防業務というのは地域の住民の皆さんの生命・財産、それとまた安心安全を守るという大変大きな業務部門でございます。その大きな業務に対しまして中間市は予算の編成権、また執行権は持っておりません。そういう意味で大きな消防行政に入っていないということで、私自身は代表理事になるのは少し不適切ではないかなと、そのように思っておりますし、今、消防業務の統合合併というお話がございます。そういうことができたあかつきにはですね、この限りではないとそのように思っておりますし、今、下川議員も広域議会のほうで議長さんという要職についておられます。それと、事務局のほうの副管理者、これもですね、中間市のほうから出しております。これは退職した人間でございますけれども、それと当市のほうから選出されました議員さん方ほかに2名おられるわけでございますけれども、広域議会の中でも十分にその存在感を示されておられますですね、私自身が今の段階で代表になるっていうことは1市4町のバランスのことも考えましてですね、今、代表のほうに就任する意思っていいですか、気持ちは現在持っておりません。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（18番 下川 俊秀君）

それでは再質問いたします。

広域行政事務組合は年3回、2月、7月、11月と本会議が開催されております。今年の7月本会議の中で市長もご存じのように人事案件が追加議案として最終本会議に上程されました。本来ならば本会議初日の日に上程されなければならない議案が理事会の審議が終わっていないということで最終本会議にずれ込んだわけでありまして。理事会が意思統一ができず、議会で否決してもらいたいという話が私のところに伝わってまいりました。理事会で決定すべき事案を議会で責任転嫁するということは本末転倒ではないかと私も思い、市長ご存じのように私は各理事の方と個別にお会いしお話をさせていただきました。代表理事以外の方は理事会で全会一致で意思統一しましたからご同意をお願いしますということでありましたが、代表理事とお話をさせていただく中で代表理事は親議会であります芦屋町から選出されておる3名の議員の方とお話する中で、議員のほうから、この議案についてどうされますかという問いに対し、代表理事は私のことは斟酌しなくてもよいと、議員各位のご判断でしてくださいということで、暗に反対をしてくださいというニュアンス

でお話をされたということを私と副管理者の前で申されました。結果的には市長もご存じのように芦屋町3名の議員さんは代表理事の意を汲み反対したわけです。議案そのものは賛成多数で可決されました。理事会で決定されたことは当然、例えば各理事の方はそれに従う責任、義務があるわけでありまして。その辺について市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然この人事案件につきましては、理事会が統一見解として議会にお諮りしたこととなります。代表が自分のところの選出議員さんとどのようなお話をしたかというのは私、存じ上げていませんけどもが、流れといたしましては理事会におきまして統一見解として議会にお諮りしたということでございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（18番 下川 俊秀君）

私は広域の今年から議長に選任させていただいたわけですが、私は私の責務を果たさねばならないということで、理事会の会議録を今見させていただいております。今回の人事案件についての会議録も秘密会ということで私は閲覧だけさせていただきました。その中でも代表理事は人事案件であるからこれは議会に出すときに理事会で意思統一を図り一致して出さなければ、もし否決されると本人の名誉の問題になるというふうなことを申されておるわけですよ。そこまで申されておる方が自分の親議会の議員の方にそういうことを申されることは、私は代表理事としての責任感に欠如しておるんやないかと思いますが、再度市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども申し上げましたように、代表が選出議員とどのような話をされたかっていうことは私は把握しておりませんので、そのことにつきましてですね、コメントを差し控えさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（18番 下川 俊秀君）

平成17年に市長が一期目に当選されましたが、その翌年の平成18年——平成18年の11月に広域で行財政改革検討委員会が立ち上がりました。そのときの構成メンバーは各自治体から二、三名が参加したわけでありまして、中間市からは議会の代表、知識経験を有する民間の代表、そして構成自治体の当時の経営企画課長でございます。8回の会議

を行い平成19年度の3月に答申を出しております。当然消防の広域化についても提言が出されております。平成19年の3月までに出された答申が1年有余をかけて実施計画が策定されております。それから実施の運びになったわけでありますが、それからゆうに3年ぐらいそのままの状態、私は昨年11月の本会議の中で進捗状況の報告をすべきじゃないかということ提言させていただき、全員協議会を開催されたわけです。去年の11月議会と今年の2月議会でその件について私もたださせていただきました。何ら進捗状況は進んでいないわけでありまして。今、ちまた間をよく、例えば広域の理事会、議会、そして職員間については理事会は代表理事に一任だと。代表理事は職員に対してよきにはからえと。職員は予算が少なくなったら各構成自治体にお願ひすればいいというふうな状況であります。

このような状況の中で行財政改革、各構成自治体の厳しい財政状況の中、広域の行財政改革は遅々として進んでいないような状況であります。これについて市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

行財政改革、本当に進んでいない状況でございます。今、議員さん方々のご指摘の中で実施計画をつくって鋭意やっているところでございます。また、その検証等々につきましてもご報告させていただいております。これは言われますように各構成市町の負担金で運営しておるわけでございますので、これ本当に効率的な予算執行といいますか、運営を心がけていかなければいけないと、そのように思っておりますし、予算編成等々につきましても決して私どもは職員に丸投げということではございません。何時間もかけてですね、新年度予算等々につきましても協議をしているところでございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（18番 下川 俊秀君）

今回の7月議会の人事案件の中で議会でも活発な討議がなされました。人事案件でございますので当然慣例に従い質疑討論を省くということでございました。しかし、先ほど私が申しましたように、本来ならば初日の日に上程されなければいけない議案が理事会の都合によって最終本会議に持ち込まれたわけでありまして、最終本会議の中で代表理事が提案理由の説明をされ、何ら精査する時間がなく即決で採決されるわけでありまして。それではおかしいやないかということで質疑討論を設けるべきだという意見が出され、反対に慣例により質疑討論は省いていいのではないかという意見が交差いたしまして、議会運営委員会以外の議員の方からも質疑討論を設けるべきだという意見が出され、この議案については市長ご存じのように質疑討論を設けたわけでありまして。現在各構成自治体ともまだま

だ厳しい財政状況の中、慣例や慣習にとらわれることなく行政改革というのは、機構や制度運営を改革し、主として行政の効率化や行政費用の抑制を図ることを目的としているわけであります。

松下市長におかれましては広域行政においては一番の古株であります。また一番の年長者であります。今この時期にこそ松下市長の行政手腕を発揮していただき、理事会のリーダーシップをとっていただき、広域行政の活性化をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

.....
○議長（井上 太一君）

次に、安田明美さん。

○議員（5番 安田 明美君）

福祉クラブの安田でございます。よろしくお願いします。

今日は防災の日です。初日の議会終了後に大震災に支援活動に行かれました職員の方々のお話を拝聴させていただきました。職員はそれぞれの思いで行政サービスを原点に立ち戻って、また市民優先に行動していくという心強い声を聞きました。安心安全なまちづくりをしていただけるという思いと期待をしております。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

認知症で機能が衰え、自分で判断するのが難しくなってきた人を支援する成年後見制度は介護保険制度とともに平成12年4月に施行されました。介護保険制度による介護サービスが措置から契約へと移行したため、それを補完する目的でもあった成年後見制度は同時に施行されましたが、しかし、この制度は介護保険制度ほど利用されていないのが現実であります。お聞きしますが、中間市でこの制度を利用された人、または相談に来られた方は何人ぐらいおられますか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。平成20年度から平成22年にかけて各年度1件ずつに成年後見制度の市長申立を行なった事案がございます。それから、成年後見に対する案件としまして権利擁護に関することにつきましては年間18人の方が延べ48回の相談にお見えになっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（5番 安田 明美君）

ありがとうございます。今はお年寄りの方ですが知的障がい者とか精神障がい者、そし

て高次脳機能障害の方は利用されませんでしたでしょうか。障がいの担当の方でもようございましてすが。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

1件平成22年度に知的障がい者の成年に達していない障がい者の方でありましたけれども、この相談については親権についての説明と未成年後見の利用をお勧めしたという経過がございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（5番 安田 明美君）

ありがとうございます。そのところで、成年後見人のところで市長申立ていう制度がありますが、中間市は市長申立の制度を利用された方は何人ほどおられますか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

先ほど申しましたけれども、平成20年度から平成22年度にかけて各年度に1件ずつございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（5番 安田 明美君）

ありがとうございます。中間市は今、高齢化率がもう今年度は30%を越える勢いで進んでおりますが、中間市がつかんでいる認知症の方の人数、もしくはパーセンテージでもいいですが……

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

中間市の認知症の方の人数の把握については地域密着型のグループホームと、それから小規模多機能のいろんな施設を利用されておられるところについては、人数は把握できているんですけども、そのほかに中間市内にどのぐらいの程度の認知症にかかっておられる高齢者がおられるかというのは把握はしておりません。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（5番 安田 明美君）

残念なのですが、介護保険の対象の中でも認知症、まあ予備軍の方もおられましょうし、認知症で今、介護保険をお使いになっておられる方もおられますので、もう少し把握していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

高齢者がですね、もっと外に出やすい環境づくりというところで、中間市はいきいきサロンをですね、やって、外に出ていうことをやっておりますし、今、検討中のコミュニティバスを運行させて、そして外に出て行くっていうことの、今、思案があります。そしてまた、井戸端会議ができる居場所づくりっていうのも、今、各地域でそれを検討しております。今、つくっておるところもありますが、それとまた、小学校の通学交通安全パトロール、それと子ども110番、まちを花いっぱいにするボランティアの会などなど、成年後見制度は自分たちの生活にどんな関わりがあるだろうっていうことで皆さんがはっきりしない中、平成20年10月10日にハーモニーホールにて高齢者、障がい者の権利擁護のためということで成年後見制度の講演がありました。制度はあったけれども、それを知っている人が少なく活用するにもその方法がわからなかった、財産がある人の制度という観念も強かったのではないのでしょうか。そのときの……せつかくですね、いいものがありましてこういう冊子の中にですね、ちゃんと入って後見制度のものをですね、いただいて、後見制度のことを市民に講座があったわけですが、そのあとのですね、中間市の取り組みはまた変わったものをされたのでしょうか。それと成年後見制度を位置づけた制度とか勉強会とかはありましたでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

20年度に権利擁護啓発研修会を実施しました後、21年度に老人会の教室を各校区ごとに介護保険の支援センターの職員が行きまして、介護予防、成年後見制度、消費者被害とか虐待についての講演を実施しております。

それから平成22年3月には成年後見センターリーガルサポートといって福岡県司法書士会が遠賀コミュニティセンターでそういうことを実施しております。22年度につきましては同じく小学校区ごとに老人会教室を実施し、11月には権利擁護の啓発研修会、これは弁護士の先生が中央公民館に来られまして老後のためにしておこう任意後見制度。これで160名ぐらいの方が参加されております。それから、22年の12月に成年後見センターリーガルサポート（「済いません、もうちょっと上を見て話してください」の声あり）これも福岡県の弁護士会が中央公民館で開催しております。こちらのほうは28名参加しています。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（5番 安田 明美君）

まあ、いろいろ研究されて研修会を開催していただいておりますが、やはり参加される方が同じメンバーのことが多いように見受けられますが、やはりいろんなことをですね、認知症を抱えたり、障がい者をお持ちの方がどこに、だれに聞けばよいかはまだはっきり中間市はわからないんじゃないんですかね。だから、そのまま置いとくんじゃなくてももう少し市民サイド、地域にですね立ち戻って、やはりこの前の職員の人たちも言われたように市民のところに戻って、市民優先にするっておっしゃってくださっていますので、市民の優先に向かってやっていただけたらなと思います。どうでしょうか。もう少しわかりやすいものをしていただけたらいいと思うんですが。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

検討していきたいと考えております。

○議員（5番 安田 明美君）

よろしくお願いたします。福祉の専門家でもですね、法律に精通している人はそんなにいないと思いますし、法律家もですね、本人さんの実際の生活の場面って見にくいところがありますので、二番目に私が掲げております、制度が広く利用されるにはですね、この制度についての知識を持った人を養成し制度利用に関し身近に相談できる体制を整える必要があると思います。専門職に加えて身上監護を中心とした市民後見人による市民権利擁護の推進を図っていく必要があると思ひ、市民後見人を育てる養成講座を考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

本市におきましては社会福祉協議会が今年度市民後見人養成講座を開催いたします。その中にですね、包括支援センターの職員が講師としてまいりまして参加させていってですね、それを広くしていきたいと考えています。

○議員（5番 安田 明美君）

養成講座はですね、そう甘いものではありませんので、時間数も多いからですね、専門家は専門家でちゃんとお話していって、そして市民にわかるようにしていただけたらと思います。

それでもう一つですね、介護保険事業計画に認知症を有する者のですね、人数とサポート体制の目標量、前回の私、一般質問のときにもお願いしたことなんですが、やはりサポート体制の目標量とですね、それと認知症の人の人数をですね、やはり介護保険事業計画書の中に盛り込んでいただけて、いろんな事業をやっていただきたいなと思いま

すが、課長さんどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

現在5期の高齢者総合保健福祉計画策定委員会を開催中でございますので、その中で事務局として提案してまいりたいと思っております。

○議員（5番 安田 明美君）

よろしく願いいたします。高齢者とかですね、障がい者の今から、もう2025年に向かっていますが増加が見込まれてきます。私もその一人になっていきます。ぼけないように頑張っていけないといけないんですけれど、成年後見制度の後見人やですね、社会福祉協議会の日常生活支援員などの対応者がですね、それをサポートする職員がですね、今困難になってきております。それで、1年とはいいませんので、二、三年のうちにですね、新たなマンパワーとして市民後見人の育成と自治体の管理体制ですね、市の管理体制と社会福祉協議会の中にですね、専門職の配置をちゃんとやっていただいて事業の構築を考えてほしいと思います。今、社会福祉協議会には専門職がおられますけれど、本当に少ない人数でやっておりますので、そういう専門職を育てていく配置をお願いしたいと思いますが、保健福祉部長、お願いできますか、二、三年のうちに。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

ちょっと社会福祉協議会ですね、人事の件になりますんでですね、私のほうから今そのお答えをですね、することはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

社協の人事の件やないよね。

○議員（5番 安田 明美君）

はい。

○議長（井上 太一君）

社協の人事の件やないでしょう。

○議員（5番 安田 明美君）

はいそうです。

○議長（井上 太一君）

質問の意味が。

○議員（5番 安田 明美君）

はい。

○議長（井上 太一君）

部長のとり方が間違いやないんやろか。

○議員（5番 安田 明美君）

社会福祉協議会のですね、社会福祉協議会の中に専門職をですね、配置する事業の構築を。市からする分の中に、事業の中にその案を入れてほしいということです。ちゃんと専門職として。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

市が委託するというような事業のことです。ちょっと私理解がちょっとできない。済いません。——そういうことでようございますでしょうか。

○議員（5番 安田 明美君）

今も成年後見制度の市民後見人制度、社協のほうでやるにしてもですね、市から行きますでしょう。いろんな、補助金は全部市からいっていると思うんですね、補助金がですね。それはちゃんとした、見据えた上で補助金がいっているはずですが。だからその中に専門職、社会福祉協議会の今の人員配置では少ない、専門職がないということとちゃんと把握しておかないと、市としては把握しておかないといけないんじゃないんですかね。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

ちょっと今、社協のですね、そういう事業を検証、社協のほうと打ち合わせをしましてですね、今後ですね、そういうマンパワーが必要な部分についてはですね、市の資格を持った職員がですね、加勢するというようなことになろうかと思いますが。ちょっと私、理解、ちょっと間違っておりますでしょうか。

○議員（5番 安田 明美君）

加勢に行くだけではですね、加勢に行くでは中途半端になってしまいます。ちゃんと社会福祉協議会の中での職員配置とかですね、専門職が今はいないんですよ。で、それを配置できるだけのいろんな行革とかですね、補助金の問題とか市長さんを筆頭にですね、考えていただけたらなと思うんですよ。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますとおりですね、今から高齢化が進んでまいります。当然認知症の高齢者の皆様方が安心して、また生活できるようなそのような社会をつくっていかねばいけないと、そのように思っております。今後その成年後見制度等々も含めましてですね、大変重要な部門になっていこうかと思っております。これから十分社協ともですね、協議しながら

らそういうふうな配置等々について、また人材育成につまましてですね、おおいに検討していきたいと、そのように思っております。

○議員（5番 安田 明美君）

早急をお願いいたします。

関連しまして、今地域包括センターの保健師さんのことでちょっとお聞きしたいんですが、民生委員さんと連携して地域づくりに、健康のところですね、健康とか健康づくりを行なっている今の保健センターの地域担当の保健師さんとここの地域包括センターの保健師さんの連携ですね。連携はちゃんとなっていますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

現在65歳に到達された方の高齢者の実態把握を毎年やっておりますときに、いろいろな高齢者福祉サービスと、また保健センターの業務についてですね、説明等を今、行っているところですがけれども、65歳以上の到達された方についてはまだ元気でございますんで、今年度から75歳以上の高齢者についての実態把握を、65歳から75歳に変更して今実施しているところでございますけれども、保健センターと連携ということになると精神疾患とか、さっき言いました、いろんな悩み、それからそういうことについては精神保健福祉士の資格も保健センターの保健師は持っておりますので、うちの社会福祉士とまた保健師と連携しながら業務を遂行しているところでございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（5番 安田 明美君）

保健センターとここの地域包括センターがちょっと離れておりますので、やはり保健師さん同士がですね、ちゃんと連携をとって地域のニーズに合うようにですね、していただけたらと思います。

9月議会の地域包括体制、ケア体制のことはもう山本課長がお話していただきましたのであれですが、12月の議会のとときに地域福祉計画の件でオーダーメイド的なサービス構築のためというので、自治会、民生、社会福祉協議会、行政、市民の人たちの今から集まって策定委員会を開いて、そういう地域計画書をつくっていくということで、今年予算の中に地域福祉計画委託料で200万円組んでありますが、それと今福祉計画をやっておられるところの進行状態ですね。白橋課長、お願いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

白橋こどもと福祉の課長。

○こどもと福祉の課長（白橋 宏君）

現在の地域福祉計画の進捗状況でございますが、他市の状況の視察にまいっております。

中津市、行橋市、それともう1市県外のほうで視察を行なって他市の状況を把握した上でよりよい計画を策定していきたいと思っております。

委託料の200万円につきましては、コンサルタントの費用に考えておりますので、そういう計画を積み上げた中でコンサルタントを年度内に委託契約をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（5番 安田 明美君）

ありがとうございます。白橋課長がですね、前回のときに地域福祉計画は自分で——よそに委託するのではなくて、自分の中間市、白橋課長の心の思いでつくっていくっておっしゃってくださって安心しておりましたので、よろしく願いいたします。いいものができるように期待しております。

やはり、認知症の人はですね、それとか障がい者を持った方たちはセーフティネットを十分に生かしておれば地域で生活できることになりますので、それに向かってまた行政のほうもお願いしたいと思います。

それと最後ですが、市民後見人が専門家とペアになって後見することで、ご本人に近い視線から支援ができるようになっていきますので、どうぞ市民後見人の講座をですね、早急にやっていただいてその人材をちゃんと活用していただいて中間市で認知症になっても、障がいになっても地域で生活できるように、終末を迎えられるようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い徴収と不納欠損処分について質問させていただきます。重たい話題になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

平成22年度の決算における不納欠損額は一般会計で5,280万円、特別会計で6,554万円合わせて1億2,000万円近くの未収金が時効などの理由により会計帳簿から抹消されることとなります。景気低迷で経済的に厳しい社会情勢の現状を踏まえ、未収金の回収業務がますます困難になることが予測されることから不納欠損について取り上げさせていただきました。

初めに、本市の徴収業務の種類と滞納整理及び不納欠損処分の実施状況についてお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。収納課では市民税、固定資産税等の市税や国民健康保険税、普通徴収の介護保険料の徴収業務を行なっております。滞納整理事務の実施状況でございますが、差し押さえ、交付要求等により時効の中断を図っております。それから、そういった手続きをとりながら地方税法に基づきます執行停止と不納欠損の実施による滞納整理をおこなっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（9番 掛田るみ子君）

業務の内容について大まかに説明いただきましたけれども、不納欠損の処分に至るまでの滞納者への対応はどのようにおこなっているのか。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

滞納者の対応ということでございますので、嘱託職員がですね、電話や臨戸訪問による納付の催告を行なっております。納付の困難な場合にはですね、納税相談に赴いていただけるようお願いをいたしております。また、その手続きの中で分割納付とかご案内をしてですね、納税をしていただいておりますし、ただ、必要に応じてはですね、納税意識の改善を図るために早期の差し押さえを実施しているケースもございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい、どうぞ。

○議員（9番 掛田るみ子君）

私のほうでちょっと流れを、ちょっと掌握しているぶんを、ちょっと言いますのでそれでいいかちょっとまた確認してください。

納期が過ぎた時点で督促状の発送をして、それでも納入がない場合は文書催告、電話催促、訪問催促、その中で先ほど部長がおっしゃった納税相談を受けて分割納付の誓約書等の取り付けを行なったりとか、多重債務者には債務整理を進めて過払金を充当していただくというようなことをしているふうに伺っております。まあ、連絡が取れない場合、また納付がない場合、またそういう場合は財産調査を行い財産がある場合には必要に応じて差し押さえに入ることがあるというふうに伺っております。

収納課長、それでよろしいですかね。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

そのとおりでございます。

○議員（9番 掛田るみ子君）

それでも差し押さえるものもなく、一定の条件が整えば滞納処分の停止ということで、時期が来た時点で時効の完成によって不納欠損を処理されているという形でよろしいですか。成光部長。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

そのとおりでございます。

○議員（9番 掛田るみ子君）

このような本市として地方税法にのっとってやられていると思うんですけれども、本市として不納欠損処分の基準となるような規則のようなものはあるのか、お伺いします。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

不納欠損はですね、地方税法の第18条に規定してございます。それと、指針となるものとしてはですね、不納欠損に至るまでの要領を作成いたしております。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市の滞納処分の停止に関する取扱い要領っていうものですね、今、部長がおっしゃったのは。これは地方税法の中から抜粋したものと思ってよろしいですか。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

私どもでつくりました要領でございますけれども、地方税法の第15条、それから第18条、これを含めたところで国税の先生にお願いをいたしまして中間市独自につくり上げたものということでございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市独自の部分も入っているということでよろしいですか。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

中間市独自の状況ということではなくて、中間市独自の指針、取り扱いの指針ということに解釈しております。

○議員（9番 掛田るみ子君）

不納欠損に至るまでの種類はありますよね。地方税法の第15条の5によると死亡などによって回収困難になったものに関しては、もうその時点で即時ペけていうことですよ。財産がない、生活困難、所在不明のいずれかの理由が見込まれるときはもう徴収をとめてそのままの経済状態が3年続いた場合はその3年経過後に不納欠損とする。これが地方税法の第15条の7の4で、納付期限から5年間に過ぎ時効になったものというのが地方税法第18条ということですのでよろしいですかね。

○議長（井上 太一君）

成光市民部長。

○市民部長（成光 嘉明君）

はい。

○議員（9番 掛田るみ子君）

よろしいですかね、はい。

中間市独自のこういった取り扱い要領をきちっとつくってですね、滞納処分及び不納欠損処分は地方税法にのっとり合法的な債権処理の方法で収納課のですね、職務遂行のために努力しているというふうに認識しておりますが、滞納整理の性格上、徴収率とか徴収金額などの成果に追われて、無理な徴収が行なわれることも懸念されることから、きちっとされていると思うんですけども、あえて質問させていただきます。

滞納整理業務の人的配置とですね、業務の分担の体制についてお伺いします。また、おおよその何人分の滞納事業を取り扱っているのかっていうふうなことがわかりましたらお願いします。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

お答えいたします。滞納処分を行なっております収納課滞納整理係の人員配置でございますが、係長以下6名でございます。そのうち1名は介護保険担当ということで除外しています。残り5名で市税、国民健康保険税、こちらの担当を行なっております。

で、滞納者数は日々変動いたしますけれども、平成23年3月末現在約6,200名。この6,200名を5人で担当しております。大体変動したところで1,200から1,300ぐらいではなかろうかと解釈します。

業務内容ですけども税込確保、このための差し押さえ、欠損、執行停止、こういったものを日常の業務としております。ただ、これ簡単にぽっと押さえてさっと欠損、執行停

止とはなりませんので、このための財産調査、それから収入調査、その世帯における収入と支出のバランスを考えた調査、それから生活状況、こういったものを担当者じきじきに面接して納税相談という言葉になりますけれども、調査をさせていただいています。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（9番 掛田るみ子君）

6人体制で1人は介護保険、あとは国民健康保険と市税の滞納をしているということで、区割りのほうは地域割ということよろしいですかね。

この方々の差し押さえのですね、滞納処分や、また差し押さえなどの滞納処分や不納欠損処分の洗い出しをこの担当課の方たちがなさっていると思うんですけれども、執行の判断とかですね、その許可に関してはどなたが行なっているのか。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

お答えいたします。差し押さえ、または滞納処分、欠損、執行停止の対象者の洗い出しでございますけれども、これは直接調査に携わった地区担当者の判断で選択しております。

ただ、大きな差し押さえということになりますと、なかなか一人の判断では難しいところがございますので、係内で協議いたします。また、それ以外にも必要なところ、必要な部署があればそちらと調整はさせていただきます。

○議員（9番 掛田るみ子君）

わかりました。一人の判断でされているわけではないというふうに受けとってよろしいですかね。

それで、処分の許可っていうのはどのようになっているのか。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

お答えいたします。中間市事務決済規程に基づきまして不納欠損につきましては市長決済、それから執行停止につきましては主幹課長決済、それとあと差し押さえ——滞納処分でございますけれども、これは主幹課長、同じく主幹課長決済になっています。ただ、昨年はちょっと大きな搜索という形での差し押さえに入りましたので、この場合につきましては部長決済までいただいております。

以上でございます。

○議員（9番 掛田るみ子君）

そういったきちっとした流れの中で行なわれているということはわかりました。ただ、

本当に苦しいその生活の中でも本当にまじめに納税している方もおられる中で公平性の確保っていうところから見たときにですね、先ほど申しました地方税法の第18条で納期限から5年が過ぎて時効になる分に関してですね、もう少し慎重にしてもいいんじゃないかというふうに、私個人は思っております。

その不納欠損を増やさないために、収納課のほうで努力していることはどのようなことでしょうか。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

お答えいたします。中間市の滞納整理を取り巻く状況は平成19年度から差し押さえ中心というか、積極的な差し押さえをするということで、収税の確保に努めております。平成21年10月から滞納整理システムというシステムを導入していただきました。平成23年3月末の滞納処分不納欠損執行停止が初めての機会だったんですけども、まあ、欠損管理の考え方といたしまして、現状では税債権の回収の見込みが立たない案件、言葉は悪いかもしれませんが、不良債権、これの整理ということで考えております。で、徐々にその事前の財産調査、これに基づく執行停止への移行、で、執行停止後の不納欠損、執行を停止するためには第15条の7の1、2、3項ということで、先ほど議員言われました財産がありません、生活が苦しいです、所在も財産もわかりませんという方、こういった処分のほうへ一たんはもって行って、滞納処分の執行を停止してその中で状況を見ながら欠損にもって行くというふうに考えております。

また、債権といたしましては、現年を優先的に徴収をして滞納繰り越しに持ち越す部分を少なくいたすという考えでおります。

また、滞納税につきましては、高額滞納を中心に県税事務所、または国税OBの先生に来ていただいておりますので、そちらの判断を仰ぎながら債権管理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（9番 掛田るみ子君）

不納欠損に陥る前に滞納整理をして、差し押さえ等の滞納整理をしているっていうことですけども、その前に十分な納税相談をなさっているのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

お答えいたします。電話、または臨戸、それから文書で納税の催告を行いますけれども、国税と市民税、これ収入のあった翌年度課税ということになりますので課税時点では納付困難な方もあろうかと思えます。そちらの方につきましては、機会あるごとに早期の納税相談を勧めているところでございます。

また、納付とか納税相談の機会を増やすという意味からも昨年6月からは月末の五日間、または二日間、この間に夜間の納税相談窓口を開いております。

それとあと、納税相談を受けたときには月々の収支を確認いたしますけれども、この中で生活保護基準、私ども収納課の職員、ケースワーカーOBが数名いますので、そちらのほうも交えたところでそういった相談にも応じております。また、家計の支出の中で消費者金融のほうの支払が多い方、これが随分長い間支払ってある方につきましては、過払い金の返還請求、この分に該当するのではないかとということで資料の提出を求めまして、それを検討した上で司法書士の先生のほうへとつないでおります。現状約10件近い成果は見ております。

こうした生活再建の助成っていいですか、こういったものがそういった相談に来られた方から徐々に少しでも広がっていけば収納課に対するイメージアップになるのではないかとというふうに考えております。

○議員（9番 掛田るみ子君）

生活支援も踏まえた上での納税相談を受けているというふうに受けとめてよろしいですかね。

もうこれ、ものすごく大事なことになると思いますので、ここはしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

どなたも好きで滞納者になるわけではなく、一般的には本当に皆さんそういったお金の問題を抱えているときはやはり精神的にもつらい状況の中で役所に相談に訪れるというような状態かと思えます。市民目線からするとですね、私も議員になったらもう平気なんですけれど、市民目線からすると市役所はいまだに敷居が高いっていう感覚がどうもあるようで、そこに滞納しているとなると気後れがして相談に行きづらいついていうふうな声を受けております。勇気を出して行ってみたところ、対応でちょっと嫌な思いをしたのもう行きたくないという市民の声が、一人ですけれども、まあ皆さんそういうわけではないと思えますけれども、そういった声もあったということはここで報告しておきます。

収納意識の低い滞納者に対しては、やはり毅然とした態度が必要でありますけれども、窓口で相談に来られるという方はやはり収納をしようっていうその気持ちがある方だと思いますので丁寧な対応をしてですね、しっかりとその方の生活実態を把握し、先ほど納税相談で収納課のほうが行なっているようなですね、手厚い生活支援ができるようなことに関してしっかりと支援をするという形で、本当に市民の滞納者の立場に立った、相談しやすい環境づくりが重要ではないかと思えます。そういった中でやっぱり収納率もやっぱ

りあそこまでしていただいたらしっかり納めなきゃいけないなっていうふうに何か思わせるようなソフトな対応がこれから求められるんじゃないかなというふうに思っております。

決算の……これからちょっと市長にその質問をさせていただきます。市長、ちょっとよろしいでしょうか。いいですか。

決算の状況を見たときに、市税だけですけれども不納欠損が平成22年度4,600万円ほどあります。未収金が31億9,900万円ということで4億円弱の未収金があって、先ほどの6,000人っていうのは国保税も入れての人数ですけれども、これが仮に市税だけの人数ととらえたときにですね、その6,000人は人口の約13%の方が何らかのお金が納められない状況を持っていらっしゃるということで、収納課としては4億円強の債権を抱えて、単純計算して一人70万円ほどの債権を徴収業務に6人ですかね、今市税だけでしたらもう5人ですね。5人で当たっているっていう状況で。収納業務っていうのは収納される方も滞納者もつらい思いをしますけれど、納めてくださいっていうその職員さんの立場もですね、やはりかなりきつい思いをしながら長くするとだんだんもしかしたら麻痺するのかもしれないけれども、やはりかなりのストレスを感じながらされている業務ではないかというふうに思われます。

私、本当、議員になったときに初めてこれは中間市の問題じゃないのでどこにもありませんけれども、不納欠損っていうその名称とその未収金っていうものがかなりの額で自治体の中にあるんだっていうことがわかりました。

で、市長はこういうその状況に対してどのように考えておられるのか。市長のちょっと感想でもよろしいですけれども。一言お願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員さんも先ほどのお話の中でされておられましたですけどもが、未収金というのが年々増加の傾向にあります。これ、長引く景気低迷の影響と思っておりますけどもが、このような状況を放置することはですね、本当に誠実に納税をされておられる方に対しての不公平感っていいですか、そういうふうなことになってまいりますし、私どもの財政運営の中でその税というのは基幹的な部分でございます。

そういうことも含めましてしっかりと滞納者に対しましては、先ほど言いましたように、行政サービスの一部停止、また差し押さえ等々も含めながらですね、しっかり納税を促していきたいと、そのように思っております。

今、徴収関係の職員が5人でこれだけの滞納に対して対応しておるとい、そのお話でございます。これは、金を取るということは大変きつい仕事とは十分理解しておりますし、県税、国税の経験者をですね、お願いして来ていただきまして、そういうふうな滞納整理っていいですか、滞納に対するノウハウを伝授していただいておりますし、また、ご本人

にも頑張っているという状況でございます。滞納件数につきましてもですね、当初よりも随分と大きくなってそのような公平感の確保っていうのは少しでも担保していきたいと、そのように思っております。

○議員（9番 掛田るみ子君）

収納業務に関しては私も頑張っているんだなっていうふうには受けとめました。ただ、この状況を見たときに収納をどんどん進めるっていう側面だけじゃなくてですね、これがどうしてこういう滞納状況になったのかっていうことをですね、しっかり精査していくべきじゃないかというふうに思いました。

で、この中から中間市のその実態が見えてきて、中間市としてどういった支援をしてくれなきゃいけないかっていうところが見えてくるんじゃないかなというふうに思ったもので、収納を進めるという側面もありますけれども、しっかり経済的に厳しい状況下にいる方の支援を中間市としてどうするかっていうその部分をきちっと見たいと思っていて、今回こういったちょっときつい質問をさせていただいた次第なんですけれども、そういった、ここに着目してですね、かなり人数もおりますし、大変ですけども収納整理システムでつかね——も導入したことでするので、人としてきちっと管理されております。で、これをやはり中間市としてきちっと精査して何らかの資料としてですね、つくるっていう方向性はいかがですかね、市長。まあ、業務としては大変になると思うんですけど。

○議長（井上 太一君）

湯浅収納課長。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

具体的に資料として残すっていうことは考えておりませんが、先ほど議員が人数——私どもは滞納整理につきましては納期ごとの整理になってきますので……

○議長（井上 太一君）

済いません、短く答えてくれん。

○収納課長（湯浅 貞幸君）

済いません。滞納整理につきましては期で管理しております。それは人——人数ということで管理するっていうことになろうかと思っておりますけれども、この点につきましてコストをかけずに年度末の時点で対応したいと考えています。

ただ、紙ベースにできるかどうかというのは、ちょっとまだはっきりと断言はできませんけれど。

○議員（9番 掛田るみ子君）

そこら辺も今後検討課題として上げていただきたいと思います。

で、中間市だけじゃなくてですね、各自治体も交付税の落ち込みなどから自主財源確保ということで歳入確保のためにこういった未収金に対してきちっとした債権業務ですね、に対して取り組まれているところが増えてきているような状態です。

で、本市のどなたか、中間市の財務規則ってありますよね、財務規則の第3節の債権ってところの、195条ですけど、財産管理者はその所管に関する債権に関する事務を処理するっていうことで、その2ですね、債権はその発生原因及び内容に応じて財政上最も市の利益に適合するように管理しなければならないっていう項目があります。ここでいう財産管理者というのはどなたになるんですかね。市長ですか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

総括の財産管理者というのは総務部長です。

○議員（9番 掛田るみ子君）

総務部長になるんですかね。そうですか。市長なのかなというふうに思っておりました。

○総務部長（白尾 啓介君）

実務上は総務部長が総括して管理をしております。最終的にはもちろん市長です。

○議員（9番 掛田るみ子君）

市としての債権に対する統一的な見解を設けてはどうかというふうに思っております。先ほどの不納欠損に対しての要領は収納課長に聞いたところ、収納課の業務においての要領だっというふうに聞いております。市としての取り扱いというふうにはなっておりませんし、ほかにも徴収業務に当たっているところに聞いたところ、そういったものを市として設けているところはなく、どこも地方税法を引っ張り出してきてされているような状況でした。で、調べたところ債権には公債権と私債権とあって、その私上の債権に関しては取り扱いがまったく違うっていうことも出てきておりますけれども、今回ちょっとその辺の取り扱いが、ちょっとおかしいんじゃないかっていうところも見受けられて、そこは前例踏襲でして悪意があってされたわけじゃないのであえてここでは質問しませんけれども、そういったその取り扱いをきちっとするっていう意味でやはり何らかの指針もしくは条例みたいなものが必要かと思っておりますけれど、その辺のお考えはありますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

債権、さっき言われましたようにですね、債権にもいろんな種類がございます。例えていえば、うちでいえば住宅新築資金に対する債権ですね、これまあどうするかっていう大きな問題これからございますし。これはですね、ちょっと今ここでどうするっていうことはですね、お答えできないことでございます。十分協議しながらですね、何かいい方法あればですね、対応させていただきたいなどは、そのように思っております。

○議員（9番 掛田るみ子君）

総務部長としてはどのようなお考えですか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

平成22年度におきます自主財源というのは前年度比で2億2,000万円減少いたしております。そういった中でいわゆる未収債権の回収というのは税の公平性とか財源確保の観点から非常に重要でございますので、今、市といたしましては、いわゆる税以外です、私債権も含めまして全体的な財産管理を行なうための債権管理マニュアルというのを策定いたしまして、統一的な債権管理を行なっていきたいと、そういうふうに考えておりますので、今、その債権管理マニュアルの策定に向けての取り組みを行なっているところでございます。

○議員（9番 掛田るみ子君）

そういうものがきちっとできて、きちっと債権管理がされて、またその裏にある金額だけじゃなくてですね、そこにお金を払っている市民をしっかりと見据えたような行政運営を市長にお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

なお、9月2日、一般質問を引き続き行ないます。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 下 川 俊 秀